

日生協企業年金基金規約

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 6 条)	1
第 2 章	代 議 員 及 び 代 議 員 会	(第 7 条～第 2 6 条)	3
第 3 章	役 員 及 び 職 員	(第 2 7 条～第 4 0 条)	9
第 4 章	加 入 者	(第 4 1 条～第 4 4 条)	1 3
第 5 章	標準給与及び 仮想個人勘定残高	(第 4 5 条～第 4 8 条)	1 7
第 6 章	給 付	(第 4 9 条～第 7 1 条)	2 1
第 7 章	掛 金	(第 7 2 条～第 7 9 条の 2)	3 3
第 8 章	積 立 金 の 積 立 て	(第 8 0 条～第 8 1 条)	3 7
第 9 章	積立金の運用及び 業務の委託	(第 8 2 条～第 9 0 条)	4 1
第 1 0 章	解 散 及 び 清 算	(第 9 1 条～第 9 4 条)	4 5
第 1 0 章の 2	年 金 通 算	(第 9 4 条の 2～第 9 4 条の 1 3)	4 9
第 1 1 章	福 祉 事 業	(第 9 5 条)	5 5
第 1 2 章	雑 則	(第 9 6 条～1 0 4 条)	5 7
附 則			6 3
別 表	(第 1 ～第 5)		7 5

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入者の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、日生協企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目1番地9号に置く。

(実施事業所の範囲)

第4条 この基金の実施事業所となることができる事業所の範囲は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所とする。

- (1) 消費生活協同組合法に基づく生活協同組合及び生活協同組合連合会
- (2) 前号の事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事務所
- (3) 薬事法に基づく薬局
- (4) この基金の事務所
- (5) 日生協健康保険組合の事務所

(実施事業所の名称及び所在地)

第5条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第 2 章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第7条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第8条 この基金の代議員の定数は、42人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第9条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区及び代議員数)

第10条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、各選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選代議員の数は、別表第2のとおりとする。

(互選代議員の選挙期日)

第11条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第6条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第12条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

- 第13条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
 - 3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告の方法は、第6条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第15条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。
- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
 - 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
 - 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告の方法は、第6条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

- 第16条 通常代議員会は、毎年2月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第17条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第6条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第19条 代議員会は、代議員の定数（第21条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第20条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 代議員会に出席することができない代議員は、第18条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(代議員の除斥)

第21条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第22条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の公開)

第23条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第25条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第22条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けなければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第26条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第27条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第28条 理事の定数は、20人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第29条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(3) 理事にあつては、第39条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第31条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第32条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第33条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第34条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入者及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。）
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第35条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することができない理事は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第36条 理事会の会議録については第25条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第37条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第38条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第39条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を得る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第40条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第41条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者とする。ただし、別表第3-1の左欄に掲げる事業所においては、同表右欄に該当する者を除くものとする。

2 基金の加入者は、次の各号に定める第1加入者及び第2加入者に区分する。

(1) 第1加入者

次号に定める第2加入者以外の加入者

(2) 第2加入者

別表第3-2に定める者

(資格取得時期)

第42条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

(1) 実施事業所に使用されるに至ったとき、又はその使用される事業所が実施事業所となったとき

(2) 実施事業所に使用される者が前条の規定に該当するに至ったとき

(資格喪失時期)

第43条 加入者は、次のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったときはその日）に、加入者の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 実施事業所に使用されなくなったとき

(3) 第41条第1項の規定に該当しなくなったとき

(4) その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき

(5) 加入者が65歳に到達したとき

(加入者期間の計算)

第44条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間とする。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。

(1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金のうち、第48条の2第5項に規定する第1制度に係る給付の全部を支給された者

(2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金のうち、第48条の2第5項に

規定する第1制度に係る給付の全部を支給された者

- (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第94条の3から第94条の6までのいずれかの規定に基づき移換された者

第5章 標準給与及び仮想個人勘定残高

(標準給与)

第45条 掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は、第41条第2項に定める加入者の区分に応じて、次の各号に定める給与を用いる。

- (1) 第1加入者 第1標準給与
- (2) 第2加入者 第1標準給与及び第2標準給与

(第1標準給与)

第46条 第1標準給与の基礎となる給与の範囲は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下同じ。)第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲とし、同法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

- 2 第1標準給与は、加入者の給与の月額に基づき、厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額の場合によって定める。
- 3 前項の給与の月額の算定方法並びに第1標準給与の決定及び改定の方法については、厚生年金保険法第21条から第25条までの規定の例による。

(第2標準給与)

第47条 第2標準給与は、毎月末日現在における別表第3-3に定める額とする。

(仮想個人勘定残高)

第48条 基金の給付の額の算定の基礎となる仮想個人勘定残高は、第41条第2項に定める加入者の区分に応じて、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1加入者又は第1加入者であった者(次号に該当する者を除く。以下「第1制度適用者」という。)

第1仮想個人勘定残高

- (2) 第2加入者又は第2加入者であった者(第1加入者又は第1加入者であった者のうち、第2加入者であった期間を有する者(ただし、第2仮想個人勘定残高が零となった者を除く。))を含む。以下「第2制度適用者」という。)

第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高

(第1仮想個人勘定残高)

第48条の2 第1仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月の第1標準給与に1.2%を乗じて得た額(1円未満の端数については1円に切り上げる。)の累計額
- (2) 加入者の資格を取得した日以後、第59条に定める老齢給付金の支給要件を満たした日(第61条に定める老齢給付金の繰下げを申し出た場合は老齢給付金の支給を

申し出た日とする。)の属する月(以下「標準年金支給開始月」という。)の前月までの毎年9月末日において、直近6月末日の第1仮想個人勘定残高に当該9月末日に適用する付与利率を乗じて得た額を2で除して得た額(1円未満の端数については1円に切り上げる。)の累計額

(3) 加入者の資格を取得した日以後、標準年金支給開始月の前月までの毎年3月末日において、直近12月末日の第1仮想個人勘定残高に当該3月末日に適用する付与利率を乗じて得た額を2で除して得た額(1円未満の端数については1円に切り上げる。)の累計額

2 前項第1号の累計は毎月末日現在における加入者(その日に第43条各号に該当した者を除く。)について行うものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する付与利率は事業年度ごとに、次の各号により算出して得た率とする。

(1) 加入者の資格を喪失した日が属する月の前月までに適用する付与利率は、国債利回りによる率とする。

(2) 加入者の資格を喪失した日が属する月以降に適用する付与利率は、国債利回りによる率と直近財政計算時の下限予定利率(規則第24条第1号に定める下限予定利率をいう。以下同じ。)のいずれか高い率とする。

4 前項の国債利回りによる率は付与利率を適用する4月1日の属する年度の前年度12月以前の5年間の各月に発行された国債(期間10年のものとする。)の応募者利回りの平均値(0.1%未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)とする。ただし、その平均値が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1%を下回る場合は1%とする。

5 第1仮想個人勘定残高に基づく給付(第51条に規定する第1年金額、第62条第4項に規定する老齢給付金の額のうち第1仮想個人勘定残高に基づき計算される額、第62条第5項第1号に規定する老齢給付金の額、第65条第1号又は第2号ア及び第66条第3項又は第5項第1号に規定する脱退一時金額、並びに第71条第1項第1号又は第2号ア及び同条第2項第1号又は第2号アに規定する遺族給付金の額をいう。)に対応する制度を第1制度という。

6 第1項の規定にかかわらず、第1制度に係る給付の全部の支給を受けた者の第1仮想個人勘定残高は、零とする。

(第2仮想個人勘定残高)

第48条の3 第2仮想個人勘定残高は、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 第2加入者となった日の属する月から第2加入者でなくなった日の属する月の前月までの各月の第2標準給与に100%を乗じて得た額(1円未満の端数については1円に切り上げる。)の累計額

(2) 第2加入者となった日以後、標準年金支給開始月の前月までの毎年9月末日にお

いて、直近6月末日の第2仮想個人勘定残高に当該9月末日に適用する付与利率を乗じて得た額を2で除して得た額（1円未満の端数については1円に切り上げる。）の累計額

(3) 第2加入者となった日以後、標準年金支給開始月の前月までの毎年3月末日において、直近12月末日の第2仮想個人勘定残高に当該3月末日に適用する付与利率を乗じて得た額を2で除して得た額（1円未満の端数については1円に切り上げる。）の累計額

2 前項第1号の累計は毎月末日現在における第2加入者（その日に第43条各号に該当した者及び別表第3-4に定める休職期間等に該当する者を除く。）について行うものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する付与利率は事業年度ごとに、次の各号により算出して得た率とする。

(1) 第2加入者でなくなった日が属する月の前月までに適用する付与利率は、国債利回りによる率とする。

(2) 第2加入者でなくなった日が属する月以降に適用する付与利率は、国債利回りによる率と直近財政計算時の下限予定利率のいずれか高い率とする。

4 前項の国債利回りによる率は、前条第4項に定める率と同率とする。

5 第2仮想個人勘定残高に基づく給付（第51条に規定する第2年金額、第62条第4項に規定する老齢給付金の額のうち第2仮想個人勘定残高に基づき計算される額、第62条第5項第2号に規定する老齢給付金の額、第65条第2号イ及び第66条第5項第2号に規定する脱退一時金額、並びに第71条第1項第2号イ及び第2項第2号イに規定する遺族給付金の額をいう。）に対応する制度を第2制度という。

6 第1項の規定にかかわらず、第2制度に係る給付の全部又は一部の支給を受けた者の第2仮想個人勘定残高は、第1項の規定により計算される第2仮想個人勘定残高に、100%から第2年金額又は第2仮想個人勘定残高の支給を受けた割合を控除して得た割合を乗じて得た額とする。

第6章 給 付

第1節 給付の通則

(給付の種類)

第49条 基金による給付は次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第50条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求した者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
 - (1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
 - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 5 第56条に定める未支給の給付の請求に当たっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。
 - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実

上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類) その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 6 第62条第1項ただし書きの規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合は、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を基金に提出しなければならない。

(標準年金額)

第51条 標準年金額は、第41条第2項及び第48条に規定する加入者及び加入者であった者の区分(以下「加入者区分」という。)に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 第1制度適用者

第1年金額

(2) 第2制度適用者

第1年金額及び第2年金額を合算した額

- 2 第1年金額は、標準年金支給開始月における第1仮想個人勘定残高を、標準年金支給開始月の直近財政計算時の付与利率及び第1年金支給期間に応じた別表第4に定める年金換算率で除して得た額とする。
- 3 第2年金額は、標準年金支給開始月における第2仮想個人勘定残高を、標準年金支給開始月の直近財政計算時の付与利率及び第2年金支給期間に応じた別表第4に定める年金換算率で除して得た額とする。
- 4 前2項に規定する付与利率は国債利回りによる率と直近財政計算時の下限予定利率のいずれか高い率とする。
- 5 前項の国債利回りによる率は直近財政計算基準日の属する年度の4月1日の前年12月以前の5年の各月に発行された国債(期間10年のものとする。)の応募者利回りの平均値(0.1%未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。以下「指標」という。)とする。ただし、指標が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1%を下回る場合は1%とする。
- 6 第2項に規定する第1年金支給期間及び第3項に規定する第2年金支給期間は、老齢給付金の受給権者が第1号から第3号のいずれかをそれぞれ選択することができる。選択の時期は老齢給付金の裁定時とする。
- (1) 5年
- (2) 10年
- (3) 20年

(端数処理)

第52条 基金の給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の額及び一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを100円に切り上げるものとする。

2 第54条の規定により支払うべき年金給付の額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 前2項の端数処理は、第1制度及び第2制度のそれぞれについて行うものとする。

(支給期間)

第53条 年金給付は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第54条 年金給付の支払いは、次の表に掲げる区分（第2制度適用者については、第1年金額及び第2年金額の各々について、次の表に掲げる区分を適用するものとする。）にしたがい、同表の定める支払期月に、それぞれその前月分までを各月の初日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合における未支給分の年金は、支払期月でない月の初日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に支払うことができるものとする。

金額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月、4月、6月 8月、10月、12月	4月、8月、12月	6月、12月	8月

2 給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第55条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 第2加入者又は第2加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、第2制度に係る給付の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したること。

- (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
- 4 第2加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、第2制度に係る給付の全部又は一部を行わないことができる。

(未支給の給付)

第56条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第57条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止)

第58条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第59条 加入者期間が15年以上である加入者又は加入者であった者が60歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(年金額)

第60条 年金として支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2制度適用者のうち、次の各号に該当する者に年金として支給する老齢給付金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 第1年金支給期間が第2年金支給期間よりも長い場合

標準年金額とする。ただし、老齢給付金の支給を開始した月から第2年金支給期間を経過した月以後の額は、第1年金額とする。

(2) 第2年金支給期間が第1年金支給期間よりも長い場合

標準年金額とする。ただし、老齢給付金の支給を開始した月から第1年金支給期間を経過した月以後の額は、第2年金額とする。

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第61条 第59条に該当する老齢給付金の受給権者（この基金の加入者に限る）であって老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の規定により老齢給付金の支給を繰下げている者は、老齢給付金の支給を申し出ることができる。

3 前項の規定により老齢給付金の支給を申し出たときは、第59条の規定にかかわらず、老齢給付金の支給を申し出た日の属する月の翌月から老齢給付金を支給する。

4 支給の繰下げを行った場合の老齢給付金の額は、支給を申し出た日の属する月の第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高に基づき第51条及び前条の規定により計算される額とする。

(選択一時金：年金に代えて支給する一時金)

第62条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金を受けてから5年を経過した日から給付保証期間（第1年金支給期間とする。ただし、第1仮想個人勘定残高又は第1年金額の全部の支給を受けた者及び第60条第2項第2号に該当する第2制度適用者については、第2年金支給期間とする。以下同じ。）を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金

を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 第1制度適用者である老齢給付金の受給権者が、前項の規定により選択した一時金給付の額は、老齢給付金の受給権者が支給を受けるべき又は受けていた第1年金額に、第1年金残存支給期間（第1年金支給期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間をいう。以下同じ。）及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額とする。ただし、老齢給付金の裁定を受けるときに申出をした場合は、申出をしたときの第1仮想個人勘定残高とする。

3 第2制度適用者である老齢給付金の受給権者が、第1項の申出をする場合には、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次の各号のいずれか（同項の申出をする前に第2号から第7号若しくは第66条第4項第2号から第7号を選択した者、又は年金の支給開始後に選択する者には、第1号に限る。）を選択することができる。

- (1) 第1年金額の100%及び第2年金額の100%
- (2) 第1年金額の100%及び第2年金額の50%
- (3) 第1年金額の100%及び第2年金額の30%
- (4) 第1年金額の100%及び第2年金額の0%
- (5) 第1年金額の0%及び第2年金額の100%
- (6) 第1年金額の0%及び第2年金額の50%
- (7) 第1年金額の0%及び第2年金額の30%

4 第1項の申出をした第2制度適用者である老齢給付金の受給権者に年金として支給する老齢給付金の額は、前2条の規定にかかわらず、当該選択後の第1仮想個人勘定残高及び第2仮想個人勘定残高に基づき第51条及び第60条の規定により計算される額とする。

5 第1項の申出をした第2制度適用者である老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 老齢給付金の受給権者が支給を受けるべき又は受けていた第1年金額に、第3項の規定により選択した第1年金額に係る選択割合を乗じて得た額に、第1年金残余支給期間及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額とする。ただし、老齢給付金の裁定を受けるときに申出をした場合は、申出をしたときの第1仮想個人勘定残高に、第3項の規定により選択した第1年金額に係る選択割合を

乗じて得た額とし、老齢給付金の支給を開始した月から第1年金支給期間を経過した月以後に選択した場合は零とする。

- (2) 老齢給付金の受給権者が支給を受けるべき又は受けていた第2年金額に、第3項の規定により選択した第2年金額に係る選択割合を乗じて得た額に、第2年金残余支給期間(第2年金支給期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間をいう。以下同じ。)及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額とする。ただし、老齢給付金の裁定を受けるときに申出をした場合は、申出をしたときの第2仮想個人勘定残高に、第3項の規定により選択した第2年金額に係る選択割合を乗じて得た額とし、老齢給付金の支給を開始した月から第2年金支給期間を経過した月以後に選択した場合は零とする。

(失権)

第63条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 給付保証期間である老齢給付金の支給期間が終了したとき
- (3) 前条第1項の規定により、老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第64条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が3年（第2制度適用者にあっては1月）以上15年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号及び次条において同じ。）
- (2) 加入者期間が15年以上である者が60歳未満で加入者の資格を喪失したとき

(脱退一時金額)

第65条 脱退一時金額は、加入者区分に応じて、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1制度適用者
加入者の資格を喪失したときの第1仮想個人勘定残高
- (2) 第2制度適用者
次のア及びイに定める額を合算した額とする。ただし、加入者期間1月以上3年未満で加入者の資格を喪失した場合は、次のイに定める額とする。
ア 加入者の資格を喪失したときの第1仮想個人勘定残高
イ 加入者の資格を喪失したときの第2仮想個人勘定残高

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第66条 第64条第2号に該当する脱退一時金の受給権者は、その者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- 2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰下げている者は、脱退一時金の支給を申し出ることができる。
- 3 第1制度適用者である脱退一時金の受給権者が支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、支給を申し出たときの第1仮想個人勘定残高とする。
- 4 第1項の申出をした第2制度適用者である脱退一時金の受給権者は、脱退一時金の支給の繰下げ中（第1項の申出時を含む。）において、1回に限り、脱退一時金の支給を請求する部分の割合として、次の各号のいずれかを選択して、脱退一時金の全部又は一部の支給を申し出ることができる。
 - (1) 第1仮想個人勘定残高の100%及び第2仮想個人勘定残高の100%
 - (2) 第1仮想個人勘定残高の100%及び第2仮想個人勘定残高の50%
 - (3) 第1仮想個人勘定残高の100%及び第2仮想個人勘定残高の30%
 - (4) 第1仮想個人勘定残高の100%及び第2仮想個人勘定残高の0%
 - (5) 第1仮想個人勘定残高の0%及び第2仮想個人勘定残高の100%

- (6) 第1 仮想個人勘定残高の 0%及び第2 仮想個人勘定残高の 50%
 - (7) 第1 仮想個人勘定残高の 0%及び第2 仮想個人勘定残高の 30%
- 5 前項の申出をした第2 制度適用者である脱退一時金の受給権者に支給する脱退一時金の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。
- (1) 支給を申し出たときの第1 仮想個人勘定残高に、前項の規定に基づき申し出た第1 仮想個人勘定残高に係る選択割合を乗じて得た額
 - (2) 支給を申し出たときの第2 仮想個人勘定残高に、前項の規定に基づき申し出た第2 仮想個人勘定残高に係る選択割合を乗じて得た額

(支給の効果)

- 第67条 脱退一時金のうち第1 制度に係る給付の全部の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。
- 2 脱退一時金相当額が、第94条の3から第94条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

- 第68条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 加入者の資格を取得したとき
 - (3) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (4) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第69条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年（第2制度適用者にあつては1月）以上である加入者が死亡したとき
- (2) 第66条第1項の規定により脱退一時金の支給繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている老齢給付金の受給権者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者が、老齢給付金の支給開始後給付保証期間を経過する前に死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第70条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

(遺族給付金の額)

第71条 第69条第1号、第2号及び第3号の規定による遺族給付金の額は、加入者区分に応じて、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1制度適用者

加入者又は加入者であった者が死亡したときの第1仮想個人勘定残高

- (2) 第2制度適用者

次のア及びイに定める額を合算した額とする。ただし、加入者期間1月以上3年未満の加入者が死亡したことにより第69条第1号に該当した場合は、次のイに定める額とする。

ア 加入者又は加入者であった者が死亡したときの第1仮想個人勘定残高

イ 加入者又は加入者であった者が死亡したときの第2仮想個人勘定残高

2 第69条第4号の規定による遺族給付金の額は、加入者区分に応じて、次の各号に定める額とする。

(1) 第1制度適用者

支給を受けていた第1年金額に、第1年金残余支給期間及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額

(2) 第2制度適用者

次のア及びイに定める額を合算した額とする。

ア 支給を受けていた第1年金額に、第1年金残余支給期間及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額。ただし、老齢給付金の支給を開始した月から第1年金支給期間を経過した月以後に死亡した場合は零とする。

イ 支給を受けていた第2年金額に、第2年金残余支給期間及び支給開始時の付与利率に応じて別表第5に定めた率を乗じて得た額。ただし、老齢給付金の支給を開始した月から第2年金支給期間を経過した月以後に死亡した場合は零とする。

第7章 掛 金

(掛金)

第72条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

2 前項の拠出は、毎月末日現在の加入者について行うものとする。

(標準掛金)

第73条 掛金のうち、標準掛金は、第1標準掛金と第2標準掛金を合算した額とする。

2 第1制度に係る第1標準掛金は、各加入者の第1標準給与に1.2%を乗じて得た額を合算した額とする。

3 第2制度に係る第2標準掛金は、各第2加入者（毎月末日に第43条各号に該当した者及び別表第3-4に定める休職期間等に該当する者を除く。）の第2標準給与に100.0%を乗じて得た額を合算した額とする。

(事務費掛金)

第74条 この基金の業務執行に要する費用に充てるための事務費掛金は、第1事務費掛金と第2事務費掛金を合算した額とする。

2 第1制度に係る第1事務費掛金は、各加入者の標準給与に0.15%を乗じて得た額を合算した額とする。

3 第2制度に係る第2事務費掛金は、360円に、第2加入者（毎月末日に第43条各号に該当した者及び別表第3-4に定める休職期間等に該当する者を除く。）の数を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第75条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第76条 事業主は、各月の掛金を翌月の末日（金融機関の休業日の場合は前営業日とする。以下「納付期限」という。）までに基金に納付するものとする。

2 前項の掛金を納付期限までに納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

3 前項の規定によって督促をしたときは、基金は、掛金の額につき年14.6%（納付期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で、納付期限の翌日から、掛金の納付日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあった掛金の額を控除した金額に

よる。

5 督促状に指定した期限までに掛金の納付を完了したとき、又は前2項の規定によって計算した金額が100円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

6 納付する掛金の額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。

(財政再計算)

第77条 基金は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

第78条 削除

(積立金の額の評価)

第79条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

(給付区分ごとの資産管理)

第79条の2 基金の積立金は次の各号に定める給付区分ごとに管理する。

(1) 第1制度に係る給付区分

(2) 第2制度に係る給付区分

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第80条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第81条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条第1号の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる付与利率は、基準日直前の再計算基準日の過去5年における指標の実績値の平均を用いて算定した率とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者 当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申し出をしている者 その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付(第1年金支給期間及び第2年金支給期間とも、20年を選択したものとして計算される額とする。)

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者 その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金(第1年金支給期間及び第2年金支給期間とも、20年を選択したものとして計算される額とする。)

(4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額(第1年金支給期間及び第2年金支給期間とも、20年を選択したものとして計算される額とする。ただし、60歳に達した日において、年金に代えて一時金の支給を申し出た場合の一時金額が年金給付の現価相当額を上回る場合にあっては、当該年金に代えて支給される一時金給付の額とする。)に、当該基準日の翌日における加入者の年齢に応じ以下に定める係数(小数点第6位を四捨五入)を乗じて得た額

$$\text{係数} = 1 / (1 + B)^A$$

A 基準日の属する月の翌月から60歳に達する月までの月数を12で除して得た

値

B 基準日時点における第2項に定める付与利率

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該基準日の翌日における加入者の年齢に応じ以下に定める係数（小数点第6位を四捨五入）を乗じて得た額

$$\text{係数} = 1 / (1 + B)^A$$

A 基準日の属する月の翌月から60歳に達する月までの月数を12で除して得た値

B 規則第55条第1項第1号に規定する予定利率

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

- 第82条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項並びに規則第67条及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

- 第83条 前条の契約に係る事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。但し、第5号に関し、運用に係る報酬及び手数料相当額の移受管については除く。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前

項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。

- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第84条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第85条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基金は、前項に規定する基本方針と統合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第86条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第87条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かななければならない。

(資産状況の確認)

第88条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第89条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第90条 基金は、中央三井アセット信託銀行株式会社に年金数理に関する事務を委託する。

- 2 基金は、前項に規定する事務のほか、前項に規定する会社に、次の各号に掲げる事務を委託することができる。

- (1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務
 - (2) 運用実績に係る統計の作成に関する事務
- 3 基金は、第2制度に係る掛金及び給付に関し、オリックス株式会社に次に掲げる事務を委託する。
- (1) 給付金の支払に関する事務
 - (2) 加入者及び受給権者の記録管理に関する事務
 - (3) 掛金額計算事務
 - (4) 給付額計算事務

第 1 0 章 解散及び清算

(解散)

第91条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金一括拋出)

第92条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額（以下「解散時不足額」という。）を掛金として一括拋出するものとする。

- 2 前項に規定する解散時不足額の拋出は、当該解散時不足額を実施事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 前2項に定めるところにより、基金より解散時不足額の納入の告知を受けたときは、実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに解散時不足額を納付するものとする。

(支給義務の消滅)

第93条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第94条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
 - (1) 残余財産の額が、最低積立基準額以下の場合
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
 - (2) 残余財産の額が、最低積立基準額を上回り、かつ、すべての終了制度加入者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入者の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付（以下「要支給額」という。）の現価の総額を下回る場合
次のア及びイの合計額

- ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
 - イ 残余財産の額からすべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - （ア）各々の終了制度加入者等の要支給額から最低積立基準額を控除した額
 - （イ）すべての終了制度加入者等に係る、要支給額から最低積立基準額を控除した額の総額
- （3）残余財産の額が、すべての終了制度加入者等に係る、要支給額以上の場合
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- ア 各々の終了制度加入者等の要支給額
 - イ すべての終了制度加入者等に係る要支給額の総額
- 3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額の算定に用いるものと同じとする。
- 4 第1項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第10章の2 年金通算

第1節 脱退一時金相当額の移換

(中途脱退者の選択)

第94条の2 この基金は、中途脱退者(第64条第1号に該当する者をいう。以下同じ。)に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) 速やかに第94条の6の規定に基づき企業年金連合会(以下「連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

- 2 前項第3号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度(他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。)への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。
- 3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第94条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合で

あって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下本条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第94条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への残余財産の移換)

- 第94条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産（第94条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下本条において同じ。）の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
 - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第94条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

- 第94条の8 この基金は、厚生年金保険の被保険者が加入者の資格を喪失したときは、第94条の2から第94条の6までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該厚生年金保険の被保険者に対して説明しなければならない。ただし、別表第3-1の左欄に掲げる実施事業所においては、同表右欄に該当する者を除くものとする。

第2節 脱退一時金相当額の受換

(他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換)

第94条の9 この基金は、第4条に規定するこの基金の実施事業所となることのできる事業所(別表第3-2に規定する実施事業所を除く。)において実施している確定給付企業年金(この基金を除く。以下この節において「移換元確定給付企業年金」という。)の中途脱退者(法第81条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。)が、基金の加入者の資格を取得した場合(同時に第2加入者となった場合に限る。)であつて、移換元確定給付企業年金の事業主等に基金への脱退一時金相当額の移換を申し出たときは、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該申出に係る脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、当該移換元確定給付企業年金の中途脱退者に対し、第49条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間の取扱い)

第94条の10 前条第1項の規定により、移換元確定給付企業年金から基金に脱退一時金相当額が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第44条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(受換者となった日以降の期間に限る。)と、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった加入者期間(受換者となる前に基金の加入者であった者は当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった加入者期間と受換者となる前の加入者期間(第44条第2項各号に該当する場合には零)のいずれか長い期間)とを合算した期間とする。

(受換者に係る仮想個人勘定残高の取扱い)

第94条の11 受換者に対し、基金の加入者の資格を取得した日に、第2仮想個人勘定残高に脱退一時金相当額を加算する。

(脱退一時金相当額の支給の特例)

第94条の12 受換者が基金の加入者の資格を喪失した場合(死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。)において、当該受換者が、第64条に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあつては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る脱退一時金相当額を支給する。

2 受換者が死亡により基金の加入者の資格を喪失した場合において、当該受換者が、第69条に規定する遺族給付金を受けるための要件を満たさない場合にあつては、同条の規

定にかかわらず、当該受換者の遺族に対してその者に係る脱退一時金相当額を支給する。

(受換者となることができる加入者への基金の説明義務)

第94条の13 この基金は、基金の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る基金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

第 1 1 章 福 祉 事 業

(福祉事業)

第95条 この基金は、加入者及び加入者であった者の福祉を増進するため、次の福利及び厚生に関する事業を行う。

(1) 死亡弔慰金の支給

2 前項の事業の実施に必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 1 2 章 雜 則

(事業年度)

第96条 基金の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(届出)

第97条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者（加入者である者を除く。）は、第1制度及び第2制度ごとに、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第98条 基金による給付を受ける者は、基金に第50条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めるときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

(1) 給付の受領方法についての届

(2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届

(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第99条 基金は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第100条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類を適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第101条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものに周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を、規則第87条第2項の規定により周知をすることとする。

(事業所の減少に係る掛金の一括拋出)

第102条 基金の実施事業所が減少（実施事業所の事業主が任意脱退の申し出を行い代議員会が認めた場合に限る。）するときは、当該減少に係る事業所の事業主は次の各号に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「脱退時特別掛金」という。）として一括して拋出しなければならない。

- (1) 未償却過去勤務債務
 - (2) 繰越不足金
 - (3) 基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、当該上回る額（以下「評価損」という。）
 - (4) 脱退により財政運営上発生する不足金
- 2 前項の掛金は全額事業主が負担する。

(脱退時特別掛金)

第103条 前条第1項に定める脱退時特別掛金の額は次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、算定された額が負となった場合は、当該特別掛金は零とする。

- (1) 前条第1項第1号に定める額

脱退日の直前の決算時（脱退日の属する月が4月から7月までのときは前々年度の決算時、8月から翌年3月までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに制度変更（再計算を含む。）があった場合は、当該変更に係る掛金率を算定した時点とする。以下同じ。）における給付に係る過去勤務債務未償却残高に当該決算時における当該脱退事業所の加入者に係る標準給与の総額を基金の標準給与の総額で除した率（以下「拋出率」という。）を乗じて得た額（以下「過去勤務債務未償却残高の当該脱退事業所相当分」という。）を、脱退日の属する月の末日まで掛金の算定に用いる予定利率（以下、本条において「予定利率」という。）により月単位で複利計算したその元利合計の額から、当該直前決算時から脱退時までに当該事

業所が負担した特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により月単位で複利計算したその元利合計の額を控除して得た額

(2) 前条第1項第2号に定める額

脱退日の直前の決算時における繰越不足金（別途積立金の場合は負とする。）に拠出率を乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により月単位で複利計算したその元利合計の額

(3) 前条第1項第3号に定める額

脱退日の直前の決算時における評価損（益の場合は負とする。）に拠出率を乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により月単位で複利計算したその元利合計の額

(4) 前条第1項第4号に定める額

次のアの額からイ及びウの合計額を控除して得た額

ア 脱退日の直前の決算時における、当該脱退事業所の全加入者及び受給権者が受けるべき給付の現価相当額から当該脱退事業所分の時価資産額（脱退日の直前の決算時における基金の積立金を時価評価した額に、当該脱退事業所の給付に係る数理債務から特別掛金収入現価を控除して得た額を基金の数理債務から特別掛金収入現価を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額をいう。）を控除して得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により月単位で複利計算したその元利合計の額

イ 脱退日の直前の決算時から脱退時まで当該事業所が負担した特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により月単位で複利計算したその元利合計の額

ウ 第1号から第3号までの額の合計額

2 前項に規定する予定利率は、規則第43条第2項第1号に規定するところによる。

3 第1項の計算は、第79条の2に定める給付区分ごとに計算するものとし、脱退時特別掛金の額は当該給付区分ごとに計算された額の合計額とする。この場合において、第1項第1号中「標準給与」とあるのは、第1制度については「第1標準給与」、第2制度については「第2標準給与」を用いるものとする。

（権利義務移転等を行うものに係る積立金の額の移換）

第103条の2 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、基金は、基金の積立金のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

(1) 法第77条に規定する基金の分割

(2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同条同項に規定する政令で定める場合を除く。）

(3) 法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同条同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、当該権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 当該権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）における権利義務移転等に係る者の数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額

(2) 基準日における基金の数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額

3 前項の計算は、第79条の2に定める給付区分ごとに計算するものとし、当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は当該給付区分ごとに計算された額の合計額とする。

(法令の適用)

第104条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 第41条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとする。

2 日生協厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）の施行日前の日生協厚生年金基金の規約（以下「厚生年金基金規約」という。）第40条の2に規定される加算適用加入員期間（以下「加算適用加入員期間」という。）は次に掲げる期間を除き加入者期間に合算するものとする。

- (1) 厚生年金基金規約第59条に規定する退職一時金の全部を支給された加算適用加入員期間
- (2) 厚生年金基金規約附則第4条に規定する選択一時金の全部を支給された加算適用加入員期間

(厚生年金基金に係る権利義務の承継)

第3条 この基金は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した厚生年金基金に係る権利義務を承継するものとする。

- 2 施行日の前日において、当該厚生年金基金の受給権を取得している者（受給待期脱退者を含む。）は、支給に関する権利義務を承継された給付について、基金における受給権者とする。
- 3 当該権利義務の承継に係る厚生年金基金が、法第112条第4項の規定により消滅したときは、基金は、厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付する義務を承継するものとする。

(権利義務を承継した者のうち加入者資格を有しない者の取扱)

第4条 前条の規定に基づき厚生年金基金の権利義務を承継した場合において、当該権利義務の承継に係る厚生年金基金の加入員であった者のうち第41条に定める加入者の資格を有しない者は、施行日にこの基金において資格喪失したものとみなしこの規約に基づき給付するものとする。

- 2 前項において、厚生年金基金が消滅しなければ施行日に厚生年金基金の加入員であったであろう者に対する第64条第1号の規定の適用については、第64条第1号中「3年以上」とあるのを「1ヵ月以上」とする。

(標準給与に関する経過措置)

第5条 この基金が成立した日において、この基金の成立と同時に加入者の資格を取得した者については、その資格の取得に関し第47条の規定による標準給与の決定を行わず、施行日における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与とする。

(第1 仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第6条 厚生年金基金規約に係る給付のうち、第1 仮想個人勘定残高に移換もしくは付与する給付については次の各号に定めるところによる。

- (1) 附則第2条による加入者及び附則第4条第1項による資格喪失者のうち施行日前日において厚生年金基金の基本年金の裁定を受けていない者 施行日に厚生年金基金の加算適用加入員の資格を喪失した場合に支給される厚生年金基金規約第60条又は昭和56年12月1日より適用の同附則第5条第1号に規定される額(以下、「厚生年金基金規約による加算年金等の一時金額」という。)の100分の110に相当する額を第48条の2に規定する第1 仮想個人勘定残高に移換するものとする。ただし、施行日前日に厚生年金基金の加算適用加入員期間が3年に満たない場合にあつては厚生年金基金規約第60条に附則別表1に掲げる乗率を適用して算出される退職一時金の額(以下、「厚生年金基金規約に附則別表1を適用した一時金額」という。)の100分の110に相当する額を第1 仮想個人勘定残高に付与するものとする。
- (2) 附則第2条による加入者及び附則第4条第1項による資格喪失者のうち施行日前日において厚生年金基金の基本年金の裁定を受けている者 施行日に厚生年金基金規約による加算年金等の一時金額に相当する額を第48条の2に規定する第1 仮想個人勘定残高に移換するものとする。ただし、施行日前日に厚生年金基金の加算適用加入員期間が3年に満たない場合にあつては厚生年金基金規約に附則別表1を適用した一時金額に相当する額を第1 仮想個人勘定残高に付与するものとする。
- (3) 施行日前日における厚生年金基金規約による第1種退職年金又は第2種退職年金の受給者並びに受給待期者のうち、施行日以後加算年金に相当する給付の支給要件を満たす前に基金に加入した者 加算適用加入員期間の給付について、厚生年金基金規約による加算年金等の一時金額に相当する額を第48条の2に規定する第1 仮想個人勘定残高に移換(施行日前日に厚生年金基金の加算適用加入員期間が3年に満たない場合にあつては、厚生年金基金規約第59条において附則別表1を適用したとした場合の一時金額に相当する額を第1 仮想個人勘定残高に付与するものとする。)し、厚生年金基金規約の加算適用加入員期間と加入後の基金規約の加入者期間を通算するものとする。
- (4) 施行日前日に厚生年金基金の加算適用加入員期間が3年未満で厚生年金基金規約の中途脱退者に該当した者のうち、施行日以後基金に加入した者 加算適用加入員期間の給付について、厚生年金基金規約第59条において附則別表1を適用したとした場

合の一時金額に相当する額を第48条の2に規定する第1仮想個人勘定残高に移換し、厚生年金基金規約の加算適用加入員期間と加入後の基金規約の加入者期間を通算するものとする。

- 2 前項にかかわらず、施行日前に既に裁定された厚生年金基金規約の加算年金に相当する給付については第1仮想個人勘定残高に移換しない。

附則別表1

加算適用加入員期間	乗率
0年	0.00
1	0.10
2	0.21
3	0.32

(注) 厚生年金基金での加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次式による。

$$t \text{ 年 } m \text{ 月の乗率} = t \text{ 年の乗率} + \{(t + 1) \text{ 年の乗率} - t \text{ 年の乗率}\} \times m / 12$$

(小数点以下第3位を四捨五入する。)

(厚生年金基金の加算年金に関する経過措置)

第7条 施行日前に既に裁定された厚生年金基金規約の加算年金に相当する給付、並びに施行日において厚生年金基金の加入員の資格を喪失している者がこの基金の加入者になる前に裁定された給付についてはなお厚生年金基金規約を適用する。

- 2 前項の規定により給付を受ける者に係る遺族給付金及び選択一時金は、なお厚生年金基金規約を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、厚生年金基金規約による加算年金に相当する給付の受給待期者が、施行日以後受給権を得た後に基金に加入した場合の給付は次の各号の定めるところによる。

(1) 第59条第1号の老齢給付金に係る支給要件の判定にあたっては、加入前の厚生年金基金規約の加算適用加入員期間と加入後の基金規約の加入者期間を通算する。

(2) 第59条第1号の支給要件を満たす場合の老齢給付金の額は、次のア及びイの額を合算した額とする。

ア 厚生年金基金規約により算定される施行日前の加算適用加入員期間に係る加算年金の額(施行日前の加算適用加入員期間が15年未満で平成13年10月1日の制度変更日以後に受給待期者となった場合、附則別表2に掲げる乗率を、施行日前において加算適用加入員でなくなったときの年齢が18歳以上30歳未満の場合は附則別表3に掲げる乗率を、それぞれ適用して算定される額とする。)

イ 第60条により算定される施行日以後の加入者期間に係る老齢給付金の額

附則別表 2

加算適用加入員期間	乗率	加算適用加入員期間	乗率
0年	0.00	8年	0.98
1	0.10	9	1.13
2	0.21	10	1.29
3	0.32	11	1.45
4	0.44	12	1.63
5	0.57	13	1.81
6	0.70	14	2.00
7	0.84	15	2.20

(注) 厚生年金基金規約での加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次式による。

$$t \text{ 年 } m \text{ 月の乗率} = t \text{ 年の乗率} + \{(t + 1) \text{ 年の乗率} - t \text{ 年の乗率}\} \times m / 12$$

(小数点以下第3位を四捨五入する。)

附則別表 3

脱退時年齢	乗率	脱退時年齢	乗率
18歳	0.5327	25歳	0.3914
19	0.5097	26	0.3746
20	0.4878	27	0.3585
21	0.4668	28	0.3430
22	0.4467	29	0.3283
23	0.4275	30	0.3141
24	0.4091		

(注) 厚生年金基金規約での脱退時年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次式による。

$$x \text{ 歳 } m \text{ 月の乗率} = x \text{ 歳の乗率} + \{(x + 1) \text{ 歳の乗率} - x \text{ 歳の乗率}\} \times m / 12$$

(小数点以下第5位を四捨五入する。)

(3) 遺族給付金の額は、次のア及びイによる額を合算した額とする。

- ア 厚生年金基金規約第62条又は平成13年10月1日より適用の同附則第2条第3項第4号により算定される施行日前の加算適用加入員期間に係る遺族一時金の額
- イ 第71条により算定される施行日以後の加入者期間に係る遺族給付金の額

(4) 選択一時金の額は、次のア及びイによる額を合算した額とする。

- ア 厚生年金基金規約の昭和56年12月1日より施行の附則第5条又は平成13年10月1日より適用の同附則第2条第3項第5号により算定される施行日前の加算適用加入員期間に係る選択一時金の額

イ 第62条により算定される施行日以後の加入者期間に係る選択一時金の額
(厚生年金基金の基本年金に関する経過措置)

第8条 施行日前に、既に厚生年金基金規約による第1種退職年金又は第2種退職年金の支給要件を満たした受給者並びに受給待期者に係る給付のうち基本年金に相当する給付については、次条から附則第12条までの規定により次の各号に定める年金として受けることができる。

(1) 第一経過年金

(2) 第二経過年金

2 第一経過年金については受給者並びに受給待期者の選択により、年金に代えて第一経過一時金として受けることができるものとする。

(第一経過年金)

第9条 受給者並びに受給待期者が第一経過年金を選択した場合は、施行日の属する月(施行日において厚生年金基金の基本年金額に相当する部分の支給開始年齢に達していない者にあつては当該年齢に達した月とする。)の翌月から第一経過年金を支給する。

2 前項の第一経過年金の額は、厚生年金基金の加入員であつた期間に応じ厚生年金基金規約により計算される基本年金額より平成15年4月1日以前の厚生年金基金の加入員であつた全期間の平均標準給与月額(標準給与の月額を平成15年4月1日以前の厚生年金基金の加入員であつた期間の月数で除して得た額をいう。)の1,000分の7.125(附則別表4左欄に掲げる者については、同表給付乗率Aのように読み替えるものとする。)に相当する額に平成15年4月1日以前の加入員であつた期間の月数を乗じて得た額と平成15年4月1日以後の厚生年金基金の平成15年4月1日以後の加入員であつた全期間の平均標準給与額(報酬標準給与の額と賞与標準給与(厚生年金保険法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲で、同法第24条の3に規定する標準賞与額の例によって定めるもの。)の額の総額を加入員であつた期間の月数で除して得た額をいう。)の1,000分の5.481(附則別表4左欄に掲げる者については、同表給付乗率Bのように読み替えるものとする。)に相当する額に平成15年4月1日以後の加入員であつた期間の月数を乗じて得た額を合算して得た額(以下「厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額」という。)を控除して得た額(以下「厚生年金基金規約に基づき計算された基本上乗せ年金額」という。)とする。

3 第一経過年金の受給権は、次のいずれかに該当することとなつたときは消滅する。

(1) 受給者並びに受給待期者が死亡したとき。

(2) 受給者並びに受給待期者が附則第10条に規定する第一経過一時金の全部の支給を受けたとき。

附則別表 4

生年月日	給付乗率 A	給付乗率 B
昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000 分の 10.0	1000 分の 7.692
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.86	1000 分の 7.585
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.72	1000 分の 7.477
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.58	1000 分の 7.369
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.44	1000 分の 7.262
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.31	1000 分の 7.162
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.17	1000 分の 7.054
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 9.04	1000 分の 6.954
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.91	1000 分の 6.854
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.79	1000 分の 6.762
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.66	1000 分の 6.662
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.54	1000 分の 6.569
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.41	1000 分の 6.469
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 8.29	1000 分の 6.377
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.771	1000 分の 5.978
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.657	1000 分の 5.890
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.543	1000 分の 5.802
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.439	1000 分の 5.722
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.334	1000 分の 5.642
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000 分の 7.230	1000 分の 5.562

(第一経過一時金)

第 10 条 受給者並びに受給待期者が第一経過年金に代えて一時金を選択した場合は、第一経過一時金を支給する。

2 第一経過一時金の額は、厚生年金基金規約に基づき計算された基本上乗せ年金額に、一時金での給付を申し出たときの年齢に応じて附則別表 5 に定める率を乗じて得た額とする。

附則別表 5

第一経過一時金 乗率

申出時 年齢	乗 率	申出時 年齢	乗 率						申出時 年齢	乗 率
			男子：S28.4.1以前に生まれた者 女子：S33.4.1以前に生まれた者	男子：S28.4.2からS30.4.1までに生まれた者 女子：S33.4.2からS35.4.1までに生まれた者	男子：S30.4.2からS32.4.1までに生まれた者 女子：S35.4.2からS37.4.1までに生まれた者	男子：S32.4.2からS34.4.1までに生まれた者 女子：S37.4.2からS39.4.1までに生まれた者	男子：S34.4.2からS36.4.1までに生まれた者 女子：S39.4.2からS41.4.1までに生まれた者	男子：S36.4.2以後に生まれた者 女子：S41.4.2以後に生まれた者		
15	5.359	37					8.899	8.705	60	16.142
16	5.478	38					9.098	8.899	61	15.493
17	5.600	39				9.508	9.300	9.098	62	14.829
18	5.725	40				9.720	9.508	9.300	63	14.151
19	5.853	41			10.158	9.937	9.720	9.508	64	13.457
20	5.983	42			10.385	10.158	9.937	9.720	65	12.748
21	6.117	43		10.853	10.616	10.385	10.158	9.937	66	12.023
22	6.253	44		11.095	10.853	10.616	10.385	10.158	67	11.282
23	6.393	45	11.595	11.343	11.095	10.853	10.616	10.385	68	10.524
24	6.535	46	11.854	11.595	11.343	11.095	10.853	10.616	69	9.749
25	6.681	47	12.118	11.854	11.595	11.343	11.095	10.853	70	8.958
26	6.830	48	12.389	12.118	11.854	11.595	11.343	11.095	71	8.958
27	6.982	49	12.665	12.389	12.118	11.854	11.595	11.343	72	8.148
28	7.138	50	12.947	12.665	12.389	12.118	11.854	11.595	73	8.148
29	7.297	51	13.236	12.947	12.665	12.389	12.118	11.854	74	7.321
30	7.460	52	13.531	13.236	12.947	12.665	12.389	12.118	75	7.321
31	7.626	53	13.833	13.531	13.236	12.947	12.665	12.389	76	6.475
32	7.796	54	14.141	13.833	13.531	13.236	12.947	12.665	77	6.475
33	7.970	55	14.457	14.141	13.833	13.531	13.236	12.947	78	5.610
34	8.148	56	14.779	14.457	14.141	13.833	13.531	13.236	79	5.610
35	8.329	57	15.109	14.779	14.457	14.141	13.833	13.531	80	4.725
36	8.515	58	15.446	15.109	14.779	14.457	14.141	13.833	81	4.725
		59	15.790	15.446	15.109	14.779	14.457	14.141	82	3.822
									83	3.822
									84	2.898
									85	2.898
									86～	1.953

(利率：2.23%)

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)
 =A歳の率+ {(A+1)歳の率-A歳の率} × B / 12

(第二経過年金)

第11条 受給者並びに受給待期者 (厚生年金保険法附則第30条第1項の認可の日前の厚生年金基金の加入員であった期間を有する者に限る。)のうち、次の各号に該当することとなった者が申し出たときはその者に第二経過年金を支給する。

- (1) 厚生年金保険法附則第8条の2に規定する年齢に達している者が、同法第42条第2号に定める老齢厚生年金の支給要件を満たさない場合

- (2) 厚生年金保険法附則第8条（同法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金（以下「特例支給の老齢厚生年金」という。）又は厚生年金保険法附則第7条の3若しくは同法附則第13条の4に規定する老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。）の受給権を有する者（平成14年3月30日までに当該受給権を取得した者のうちこの基金の実施事業所に使用されていない者に限る。）が、厚生年金保険法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた同法第133条の2第3項、同法附則第13条第4項各号（第3号及び第4号を除く。）又は同法附則第13条の7第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合
 - (3) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者（平成14年3月30日までに当該受給権を取得した者に限る。）が、厚生年金保険法附則第13条第4項第3号若しくは第4号、同法附則第7条の6第5項各号、又は同法附則第13条の7第5項第2号のいずれかに該当する場合
 - (4) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者（平成14年3月30日までに当該受給権を取得した者に限る。）が、厚生年金保険法附則第7条の4（同法附則第11条の5又は同法附則第13条の6第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の支給が停止されている場合
 - (5) 老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険法附則第17条の規定により読み替えられた同法第38条第1項に該当する場合
 - (6) 昭和16年4月1日以前に生まれた者が、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法に定める脱退手当金（以下「脱退手当金」という。）の支給を受けている場合
- 2 前項の第二経過年金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に該当する場合
その者に係る厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額
 - (2) 前項第2号に該当する場合
その者に係る厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額から、厚生年金保険法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた同法第133条の2第3項に規定する支給停止額又は同法附則第13条第4項各号（第3号及び第4号を除く。）若しくは同法附則第13条の7第5項各号（第2号を除く。）のうちいずれか該当する号に定める額を控除して得た額
 - (3) 前項第3号に該当する場合
その者に係る厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額から厚生年金保険法附則第13条第4項第3号若しくは第4号、同法附則第7条の6第5項各号又は

同法附則第13条の7第5項第2号のいずれか該当した号に定める額を控除して
得た額

(4) 前項第4号に該当する場合

その者に係る厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額

(5) 前項第5号に該当する場合

その者に係る厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額

(6) 前項第7号に該当する場合

その者の脱退手当金の算定の基礎となる期間のうち厚生年金基金の加入員であつた期間を基に厚生年金基金規約に基づき計算された代行年金額

3 第二経過年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 受給権者が、第1項各号に該当しなくなったとき

(掛金に関する経過措置)

第12条 施行日前月以前の月に係る掛金率及び負担割合については、厚生年金基金規約に従うものとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第13条 施行日前において厚生年金基金による第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者（加入員である受給権者を除く。）並びに受給待期者である者に係る最低保全給付は、第81条第3項第1号又は第2号の規定にかかわらず、厚生年金基金規約に基づいて支給されることとなる加算年金に相当する給付と、附則第8条第1項第1号の規定に基づいて支給されることとなる給付を合算して得た給付とする。

2 附則第7条第3項第2号の適用を受ける者に係る最低保全給付は、第81条第3項第3号又は第4号の規定にかかわらず、厚生年金基金規約に基づいて支給されることとなる加算年金に相当する給付、附則第8条第1項第2号の規定に基づいて支給されることとなる給付及び、施行日以後に基金に加入した加入者期間に応じて同条同項同号を適用して計算される給付を合算して得た給付とする。

(事業年度に関する経過措置)

第14条 基金が成立した当初の事業年度は、第96条の規定に関わらず、施行日から始まり最初の3月31日に終わるものとする。

(財政再計算に関する経過措置)

第15条 この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、遅くとも平成21年3月31日を計算基準日として行うものとする。

第16条 削除

第17条 削除

(再評価率に関する経過措置)

第18条 第81条第2項の規定にかかわらず、同条同項に定める最低保全給付の現価の計算に用いる再評価率は、基金が最初に行う財政再計算の基準日までの間は、1.5%とする。

(代議員及び役員を選任及び任期に関する経過措置)

第19条 施行日の前日において、厚生年金基金の代議員及び役員である者は、施行日以降、引き続きこの基金の代議員及び役員となるものとする。

2 前項の規定により、施行日においてこの基金の代議員及び役員となった者の任期は、第9条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、厚生年金基金の代議員及び役員の残任期間とする。

(福祉施設に関する経過措置)

第20条 この基金は、厚生年金基金規約第64条に規定する福祉施設について、その権利義務を承継するものとする。

(厚生年金基金から移行する際の不足金の徴収)

第21条 この基金は、附則第3条の規定に基づき、厚生年金基金から移行する場合において、施行日における積立金の額が、施行日における厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、当該下回る額を、厚生年金基金の設立事業所の事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

2 前項に規定する特別掛金の徴収は、当該特別掛金の額を施行日の前日における厚生年金基金の設立事業所の加入員に係る標準給与総額(厚生年金基金規約第41条から第43条に定める標準給与の総額をいう。)に応じて按分した額を、厚生年金基金の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは、厚生年金基金の設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(脱退時特別掛金に関する経過措置)

第22条 第103条の規定にかかわらず、施行日から平成18年7月を経過するまでの間に実施事業所が減少する場合にあっては、同条において「直前の決算時」とあるのは、

「法第 112 条第 4 項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務を承継する場合における財政計算の計算基準日（規則第 49 条第 3 号に規定する計算基準日のことをいう。）」と読み替えるものとし、「特別掛金の額」とあるのは、厚生年金基金において徴収した特別掛金の額を含むものとする。

別表第1（第5条）

実施事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北海道大学生生活協同組合	北海道札幌市北区
大学生生活協同組合連合会北海道事業連合	北海道札幌市北区
有限会社上川学校用品協会	北海道旭川市
上川地区学校生活協同組合	北海道旭川市
室蘭工業大学生生活協同組合	北海道室蘭市
株式会社コ・ジャスナ	北海道苫小牧市
網走四地区学校生活協同組合	北海道北見市
北見工業大学生生活協同組合	北海道北見市
株式会社北見教材厚生部	北海道北見市
帯広畜産大学生生活協同組合	北海道帯広市
生活協同組合コープあおもり	青森県青森市
八戸市職員生活協同組合	青森県八戸市
弘前大学生生活協同組合	青森県弘前市
岩手県学校生活協同組合	岩手県岩手郡
岩手大学生生活協同組合	岩手県盛岡市
いわて生活協同組合	岩手県岩手郡
松島医療生活協同組合	宮城県宮城郡
東北工業大学生生活協同組合	宮城県仙台市太白区
東北大学生生活協同組合	宮城県仙台市青葉区
宮城教育大学生生活協同組合	宮城県仙台市青葉区
東北学院大学生生活協同組合	宮城県仙台市青葉区
生活協同組合連合会大学生生活協同組合東北事業連合	宮城県仙台市青葉区

名 称	所 在 地
宮城学院生活協同組合	宮城県仙台市青葉区
株式会社宮城県学校用品協会	宮城県仙台市泉区
みやぎ生活協同組合	宮城県仙台市泉区
生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合	宮城県仙台市泉区
生活協同組合コープあきた	秋田県秋田市
秋田大学生生活協同組合	秋田県秋田市
秋田県北生活協同組合	秋田県大館市
山形県学校生活協同組合	山形県山形市
山形大学生生活協同組合	山形県山形市
生活協同組合共立社	山形県鶴岡市
株式会社コープ開発センター	山形県鶴岡市
庄内医療生活協同組合	山形県鶴岡市
生活クラブやまがた生活協同組合	山形県米沢市
福島大学生生活協同組合	福島県福島市
福島県学校生活協同組合	福島県福島市
生活協同組合コープふくしま	福島県福島市
有限会社コープサービス	福島県福島市
有限会社コープフーズ	福島県福島市
福島中央市民医療生活協同組合	福島県福島市
福島医療生活協同組合	福島県福島市
生活協同組合パルシステム福島	福島県いわき市
浜通り医療生活協同組合	福島県いわき市
郡山医療生活協同組合	福島県郡山市
福島県南生活協同組合	福島県西白河郡

名 称	所 在 地
会津医療生活協同組合	福島県会津若松市
生活協同組合コープあいづ	福島県喜多方市
いばらきコープ生活協同組合	茨城県小美玉市
茨城大学生生活協同組合	茨城県水戸市文京
茨城県生活協同組合連合会	茨城県水戸市梅香
産業技術総合研究所生活協同組合	茨城県つくば市
常総生活協同組合	茨城県守谷市
生活協同組合パルシステム茨城	茨城県水戸市梅香
栃木県学校生活協同組合	栃木県宇都宮市駒生町
宇都宮大学消費生活協同組合	栃木県宇都宮市峰町
足利工業大学生生活協同組合	栃木県足利市
群馬県庁生活協同組合	群馬県前橋市
群馬大学生生活協同組合	群馬県前橋市
群馬中央医療生活協同組合	群馬県前橋市
生活協同組合コープぐんま	群馬県桐生市
はるな生活協同組合	群馬県高崎市
北毛保健生活協同組合	群馬県渋川市
利根保健生活協同組合	群馬県沼田市
埼玉大学生生活協同組合	埼玉県さいたま市桜区
生活協同組合さいたまコープ	埼玉県さいたま市南区
生活協同組合連合会コープネット事業連合	埼玉県さいたま市南区
生活クラブ生活協同組合	埼玉県さいたま市南区
医療生協さいたま生活協同組合	埼玉県川口市
生活協同組合パルシステム埼玉	埼玉県蕨市

名 称	所 在 地
株式会社ジーピーエス	埼玉県さいたま市岩槻区
生活協同組合ちばコープ	千葉県千葉市若葉区
千葉大学生活協同組合	千葉県千葉市稲毛区
千葉県生活協同組合連合会	千葉県千葉市中央区
千葉県学校生活協同組合	千葉県千葉市中央区
千葉県学校用品株式会社	千葉県千葉市中央区
生活クラブ生活協同組合	千葉県千葉市美浜区
なのはな生活協同組合	千葉県千葉市稲毛区
株式会社パルライン	東京都江東区
千葉商科大学生活協同組合	千葉県市川市
生活協同組合パルシステム千葉	千葉県船橋市
株式会社パル・ミート	千葉県習志野市
法政大学生生活協同組合	東京都千代田区富士見
東京電機大学生生活協同組合	東京都千代田区神田錦町
慶応義塾生活協同組合	神奈川県横浜市港北区
芝浦工業大学消費生活協同組合	東京都江東区
東京海洋大学生生活協同組合	東京都港区
明治学院消費生活協同組合	東京都港区
工学院大学学園生活協同組合	東京都新宿区
東京理科大学消費生活協同組合	東京都新宿区
早稲田大学生生活協同組合	東京都新宿区
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会	東京都新宿区
全国大学生生活協同組合連合会	東京都杉並区
東京都生活協同組合連合会	東京都中野区

名 称	所 在 地
生活協同組合消費者住宅センター	東京都中野区
東京芸術大学生生活協同組合	東京都台東区
お茶の水女子大学消費生活協同組合	東京都文京区
東京医科歯科大学生生活協同組合	東京都文京区
東京大学消費生活協同組合	東京都文京区
東洋大学生生活協同組合	東京都文京区
日本女子大学生生活協同組合	東京都文京区
パルシステム生活協同組合連合会	東京都新宿区
医療生活協同組合養生会	東京都文京区
全国住宅生活協同組合連合会	東京都台東区
株式会社パルふれあいサービス	東京都新宿区
生活協同組合パルシステム東京	東京都新宿区
東京南部生活協同組合	東京都大田区池上
全国学校用品株式会社	東京都渋谷区
日本生活協同組合連合会	東京都渋谷区
日生協企業年金基金	東京都渋谷区
生活協同組合連合会大学生生活協同組合東京事業連合	東京都杉並区
日生協健康保険組合	東京都渋谷区
公益財団法人生活協同組合総合研究所	東京都千代田区六番町
東京工業大学生生活協同組合	東京都目黒区
東京農業大学生生活協同組合	東京都世田谷区
東都生活協同組合	東京都世田谷区
株式会社コープクリーン	埼玉県蕨市
東京外国語大学生生活協同組合	東京都府中市

名 称	所 在 地
武蔵学園生活協同組合	東京都練馬区
一橋大学消費生活協同組合	東京都国立市
中央大学生生活協同組合	東京都八王子市
東京薬科大学生活協同組合	東京都八王子市
首都大学東京生活協同組合	東京都八王子市
和光学園生活協同組合	東京都町田市
東京農工大学消費生活協同組合	東京都府中市
電気通信大学生生活協同組合	東京都調布市
東京学芸大学生生活協同組合	東京都小金井市
東京経済大学生生活協同組合	東京都国分寺市
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合	神奈川県横浜市港北区
横浜国立大学生生活協同組合	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
医療生協かながわ生活協同組合	神奈川県横浜市戸塚区
横浜国立大学生生活協同組合	神奈川県横浜市金沢区
麻布大学生生活協同組合	神奈川県相模原市
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ	神奈川県横浜市港北区
生活協同組合うらがCO-OP	神奈川県横須賀市
神奈川みなみ医療生活協同組合	神奈川県横須賀市
生活協同組合コープにいがた	新潟県新潟市西区山田
新潟医療生活協同組合	新潟県新潟市東区上木戸
新潟大学生生活協同組合	新潟県新潟市西区五十嵐二の町
新潟県学校生活協同組合	新潟県新潟市中央区東中通一番町
新潟県学校教育用品株式会社	新潟県新潟市中央区東中通一番町
金沢大学生生活協同組合	石川県金沢市角間町

名 称	所 在 地
生活協同組合コープいしかわ	石川県白山市
福井県庁生活協同組合	福井県福井市
福井県民生活協同組合	福井県福井市
福井県学校生活協同組合	福井県福井市
福井大学生生活協同組合	福井県福井市
福井県医療生活協同組合	福井県福井市
長野医療生活協同組合	長野県長野市西鶴賀町
生活協同組合コープながの	長野県長野市篠ノ井御幣川
生活クラブ生活協同組合	長野県岡谷市
信州大学生生活協同組合	長野県松本市
長野大学生生活協同組合	長野県上田市
東信医療生活協同組合	長野県上田市
岐阜県学校生活協同組合	岐阜県岐阜市茜部菱野
岐阜大学消費生活協同組合	岐阜県岐阜市柳戸
生活協同組合コープぎふ	岐阜県各務原市
静岡大学生生活協同組合	静岡県静岡市駿河区大谷
生活協同組合コープしずおか	静岡県静岡市葵区黒金町
名古屋大学消費生活協同組合	愛知県名古屋市千種区
生活協同組合コープあいち	愛知県名古屋市名東区
生活協同組合連合会東海コープ事業連合	愛知県名古屋市名東区
同朋学園生活協同組合	愛知県名古屋市中村区
株式会社エム・アイ・エス企画	愛知県名古屋市熱田区
みなと医療生活協同組合	愛知県名古屋市熱田区
愛知県立大学生生活協同組合	愛知県愛知郡長久手町

名 称	所 在 地
名古屋市立大学生生活協同組合	愛知県名古屋市瑞穂区
名古屋工業大学生生活協同組合	愛知県名古屋市昭和区
中京大学生生活協同組合	愛知県名古屋市昭和区
生活協同組合連合会大学生協東海事業連合	愛知県名古屋市昭和区
北医療生活協同組合	愛知県名古屋市北区
愛知大学生生活協同組合	愛知県豊橋市
日本福祉大学生生活協同組合	愛知県知多郡
愛知教育大学生生活協同組合	愛知県刈谷市
三重県学校生活協同組合	三重県津市
三重大学生生活協同組合	三重県津市
有限会社三重県学校厚生会	三重県津市
みえ医療福祉生活協同組合	三重県津市
生活協同組合コープみえ	三重県松阪市
滋賀県職員生活協同組合	滋賀県大津市
生活協同組合コープしが	滋賀県野洲市
滋賀大学彦根地区生活協同組合	滋賀県彦根市
滋賀県立大学生生活協同組合	滋賀県彦根市
京都府庁生活協同組合	京都府京都市上京区
同志社生活協同組合	京都府京都市上京区
京都府立医科大学府立大学生生活協同組合	京都府京都市上京区
立命館生活協同組合	京都府京都市北区
生活協同組合連合会大学生生活協同組合京都事業連合	京都府京都市左京区
京都大学生生活協同組合	京都府京都市左京区
京都工芸繊維大学生生活協同組合	京都府京都市左京区

名 称	所 在 地
京都橘学園生活協同組合	京都府京都市山科区
龍谷大学生生活協同組合	京都府京都市伏見区
京都教育大学生生活協同組合	京都府京都市伏見区
京都生活協同組合	京都府京都市南区
京都協同食品プロダクト株式会社	京都府京都市南区
株式会社京都コープサービス	京都府京都市南区
乙訓医療生活協同組合	京都府向日市
生活協同組合おおさかパルコープ	大阪府大阪市都島区
なにわ保健生活協同組合	大阪府大阪市都島区
生活協同組合連合会大学生協大阪事業連合	大阪府大阪市淀川区
大阪よどがわ市民生活協同組合	大阪府吹田市
株式会社おおさか協同物流センター	大阪府枚方市
神戸市外国語大学消費生活協同組合	兵庫県神戸市西区
甲南大学生生活協同組合	兵庫県神戸市東灘区
神戸大学生生活協同組合	兵庫県神戸市灘区
兵庫県立大学生生活協同組合	兵庫県姫路市
関西学院大学生生活協同組合	兵庫県西宮市
生活協同組合連合会大学生協神戸事業連合	兵庫県神戸市中央区
奈良女子大学生生活協同組合	奈良県奈良市
奈良教育大学生生活協同組合	奈良県奈良市
鳥取県生活協同組合	鳥取県鳥取市
鳥取大学生生活協同組合	鳥取県鳥取市
生活協同組合しまね	島根県松江市
島根県学校生活協同組合	島根県松江市

名 称	所 在 地
松江保健生活協同組合	島根県松江市
ひかわ医療生活協同組合	島根県簸川郡
岡山県学校生活協同組合	岡山県岡山市中区西川原
生活協同組合おかやまコープ	岡山県岡山市北区奉還町
株式会社コープピーアンドエス	岡山県岡山市北区奉還町
津山医療生活協同組合	岡山県津山市
広島県高等学校生活協同組合	広島県広島市中区
生活協同組合ひろしま	広島県広島市西区
広島修道大学生生活協同組合	広島県広島市安佐南区
広島医療生活協同組合	広島県広島市安佐南区
山口県学校生活協同組合	山口県山口市
山口県教育用品株式会社	山口県山口市
生活協同組合コープやまぐち	山口県山口市
コープサービス株式会社	山口県山口市
徳島県学校生活協同組合	徳島県徳島市南沖ノ洲
生活協同組合とくしま生協	徳島県板野郡
徳島大学生生活協同組合	徳島県徳島市南常三島町
香川県学校生活協同組合	香川県高松市鹿角町
香川大学生生活協同組合	香川県高松市幸町
生活協同組合コープかがわ	香川県高松市新北町
生活協同組合コープえひめ	愛媛県松山市朝生田町
愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町
愛媛大学生生活協同組合	愛媛県松山市文京町
松山大学生生活協同組合	愛媛県松山市文京町

名 称	所 在 地
愛媛県学校生活協同組合連合会	愛媛県松山市清水町
愛媛県教育用品株式会社	愛媛県松山市清水町
生活協同組合連合会大学生生活協同組合中国・四国事業連合	愛媛県松山市道後樋又
高知県学校生活協同組合	高知県高知市薊野南町
高知県学校用品株式会社	高知県高知市薊野南町
高知県庁消費生活協同組合	高知県高知市丸の内
高知大学生生活協同組合	高知県高知市曙町
こうち生活協同組合	高知県高知市薊野中町
エフコープ生活協同組合	福岡県糟屋郡
福岡県学校生活協同組合	福岡県福岡市東区
福岡県生活協同組合連合会	福岡県福岡市博多区
生活協同組合連合会大学生生活協同組合九州事業連合	福岡県福岡市博多区
生活協同組合連合会コープ九州事業連合	福岡県糟屋郡
北九州市立大学生生活協同組合	福岡県北九州市小倉南区
九州工業大学生生活協同組合	福岡県北九州市戸畑区
コープさが生活協同組合	佐賀県佐賀市
佐賀県学校用品株式会社	佐賀県佐賀市
佐賀県学校生活協同組合	佐賀県佐賀市
佐賀大学生生活協同組合	佐賀県佐賀市
長崎市役所職員生活協同組合	長崎県長崎市桜町
長崎県学校生活協同組合	長崎県諫早市多良見町
長崎大学生生活協同組合	長崎県長崎市文教町
生活協同組合ララコープ	長崎県西彼杵郡長与町
コープ熊本学校生活協同組合	熊本県上益城郡

名 称	所 在 地
熊本県学用品販売株式会社	熊本県宇土市
生活協同組合水光社	熊本県水俣市
水光商事株式会社	熊本県水俣市
大分大学生生活協同組合	大分県大分市
生活協同組合コープおおいた	大分県大分市
大分県勤労者医療生活協同組合	大分県大分市
大分県学校用品株式会社	大分県大分市
日田市民生活協同組合	大分県日田市
宮崎大学生生活協同組合	宮崎県宮崎市
生活協同組合コープかごしま	鹿児島県鹿児島市広木
鹿児島大学生生活協同組合	鹿児島県鹿児島市郡元
鹿児島医療生活協同組合	鹿児島県鹿児島市谷山中央
奄美医療生活協同組合	鹿児島県奄美市
生活協同組合コープおきなわ	沖縄県浦添市
琉球大学生生活協同組合	沖縄県中頭郡西原町
北海道学校生活協同組合	北海道札幌市中央区
生活クラブ生活協同組合	愛知県名古屋市天白区
名城大学生生活協同組合	愛知県名古屋市天白区
岡山大学生生活協同組合	岡山県岡山市北区津島中
株式会社コープシステムサービス	滋賀県栗東市
株式会社シーエックスカーゴ	埼玉県桶川市
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	石川県金沢市間明町
コープ総合リビング株式会社	京都府京都市下京区
株式会社タクス	滋賀県野洲市

名 称	所 在 地
阪南大学生生活協同組合	大阪府松原市
株式会社コープトレード・ジャパン	東京都渋谷区
酒田健康生活協同組合	山形県酒田市
下関市立大学生生活協同組合	山口県下関市
盛岡大学生生活協同組合	岩手県岩手郡
宮城大学生生活協同組合	宮城県黒川郡
株式会社コープサービス	鹿児島県鹿児島市広木
島根大学生生活協同組合	島根県松江市
コープ情報システム株式会社	東京都新宿区
東邦大学消費生活協同組合	千葉県船橋市
株式会社ケア・アクシス	千葉県市川市
有限会社レインボーサービス	熊本県熊本市九品寺
徳島県学校用品協会有限会社	徳島県徳島市南沖洲
全国生協労働組合連合会	東京都渋谷区
株式会社コープサービス福井	福井県福井市
株式会社コープホーム	千葉県四街道市
株式会社コープネットワークサービス	京都府京都市南区
株式会社コープライフサービス	福岡県福岡市博多区
長崎県立大学シーボルト校生活協同組合	長崎県西彼杵郡長与町
石川コープロジスティクス株式会社	石川県白山市
東京工芸大学生生活協同組合	神奈川県厚木市
福岡教育大学生生活協同組合	福岡県宗像市
和歌山大学消費生活協同組合	和歌山県和歌山市栄谷
生協労組ちば	千葉県千葉市若葉区

名 称	所 在 地
金城学院大学生生活協同組合	愛知県名古屋守山区
新潟県立大学・県立新潟女子短期大学生生活協同組合	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬
株式会社あっぷる	沖縄県那覇市おもろまち
株式会社アップルハウジング	福岡県糟屋郡
自然科学研究機構岡崎生活協同組合	愛知県岡崎市
岡山県学校用品株式会社	岡山県岡山市中区西川原
高崎経済大学生生活協同組合	群馬県高崎市
生協労組おかやま	岡山県岡山市南区藤田
有限会社シー・アイ・シー	香川県高松市新北町
株式会社コープストアサービス	京都府京都市南区
株式会社メディコープ	鹿児島県鹿児島市谷山中央
近畿大学生生活協同組合	大阪府東大阪市
福島県生活協同組合連合会	福島県福島市
大阪電気通信大学生生活協同組合	大阪府寝屋川市
大阪府立大学生生活協同組合	大阪府堺市中区学園町
株式会社エフコープ・ライスセンター	福岡県糟屋郡
生活協同組合連合会大学生生活協同組合北陸事業連合	石川県金沢市西念
西南女学院大学生生活協同組合	福岡県北九州市小倉北区
大阪教育大学生生活協同組合	大阪府柏原市
コープハウジングひろしま株式会社	広島県広島市西区
コープサービス株式会社	広島県廿日市市
生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	広島県広島市東区
株式会社コープハウジング大分	大分県大分市
株式会社エコサポート	東京都文京区

名 称	所 在 地
東京工業高等専門学校生活協同組合	東京都八王子市
山口大学生生活協同組合	山口県山口市
星薬科大学生活協同組合	東京都品川区
株式会社インク・アンド・ペーパー	福岡県糟屋郡
生活協同組合コープとうきょう	東京都中野区
富山大学生生活協同組合	富山県富山市
株式会社コープライフとくしま	徳島県板野郡
太田情報・医療・自動車専門学校生活協同組合	群馬県太田市
株式会社アイアンドアイサービス	千葉県浦安市
株式会社コープ・アルフェ	千葉県四街道市
株式会社コープ運輸	千葉県千葉市若葉区
株式会社ハートコープひろしま	広島県廿日市市
新潟青陵大学・短期大学生生活協同組合	新潟県新潟市中央区水道町
株式会社コープネクスト	東京都中央区
生活協同組合パルシステム静岡	静岡県富士市
日本コープ共済生活協同組合連合会	千葉県浦安市
水産大学校生活協同組合	山口県下関市
長野県生活協同組合連合会	長野県長野市栗田
岡山県生活協同組合連合会	岡山県岡山市北区下石井
有限会社協同サービス石川	石川県白山市
生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会	東京都新宿区
有限会社コープサービスしこく	愛媛県松山市勝山町
松本大学生生活協同組合	長野県松本市
パルシステム共済生活協同組合連合会	東京都文京区

名 称	所 在 地
愛媛県生活協同組合連合会	愛媛県松山市朝生田町
日本赤十字看護大学生生活協同組合	東京都渋谷区
茨城キリスト教学園生活協同組合	茨城県日立市
日本医療福祉生活協同組合連合会	東京都新宿区
東京ふれあい医療生活協同組合	東京都北区
富山医療生活協同組合	富山県富山市
株式会社フードコープ	京都府京都市南区
全国大学生協共済生活協同組合連合会	東京都杉並区
株式会社シガフードプロダクツ	滋賀県甲賀市
とちぎコープ生活協同組合	栃木県宇都宮市
株式会社コープネットフーズ	埼玉県桶川市
株式会社ハートランドひろしま	広島県山県郡
大阪市立大学生生活協同組合	大阪府大阪市住吉区
生活協同組合インターカレッジコープ愛知	愛知県名古屋市昭和区
岩手県立大学生生活協同組合	岩手県岩手郡

別表第2（第10条第2項）

互選代議員の選挙区及び代議員数

選挙区	互選代議員の数
全 国	5人
北海道・東北 北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	3人
中 央 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	5人
関 西 富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県	3人
中 四 国 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県	2人
九 州 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	3人

別表第3-1 (第41条)

実施事業所の加入者とならない者の範囲

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
生活協同組合コープあおもり	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則並びに嘱託就業規則の適用を受ける者
弘前大学生生活協同組合	平成18年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則並びにパートタイマー就業規則の適用を受ける者
岩手大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規定の適用を受ける者
いわて生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する正規職員就業規則第2条(職員の種類)第2号に規定するパート職員並びに同条第3号に規定する嘱託
東北工業大学生生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
東北大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則、長期アルバイト就業規則並びに嘱託職員就業規則の適用を受ける者
宮城教育大学生生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
東北学院大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就労規定の適用を受ける者
生活協同組合連合会大学生生活協同組合東北事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則、長期アルバイト就業規則並びに嘱託職員就業規則の適用を受ける者
宮城学院生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則並びに嘱託職員就業規則の適用を受ける者
株式会社宮城県学校用品協会	平成17年4月1日現在において効力を有する嘱託職員就業規則、パートタイマー・ナイトマネージャー就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
みやぎ生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する嘱託職員就業規則、パートタイマー・ナイトマネージャー就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者
生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有する嘱託職員就業規則、パートタイマー・ナイトマネージャー就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープあきた	平成17年4月1日現在において効力を有する就業規則第3条第2号に規定する嘱託職員並びに同条第3号に規定するパート・アルバイト職員
山形大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマーの就業規則の適用を受ける者
生活協同組合共立社	平成17年4月1日現在において効力を有する組合員パート就業規程並びに技術嘱託取扱基準の適用を受ける者
株式会社コープ開発センター	平成17年4月1日現在において効力を有する常勤者規則第2条第2項に規定する嘱託員
庄内医療生活協同組合	平成23年10月1日現在において効力を有する嘱託・パート職員就業規則、臨時職員就業規則の適用を受ける者
福島大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパート職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープふくしま	平成18年10月1日現在において効力を有するパート職員就業規則の適用を受ける者
有限会社コープサービス	平成22年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
有限会社コープフーズ	平成22年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合パルシステム福島	平成17年4月1日現在において効力を有する契約職員就業規則並びに定時職員就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
郡山医療生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有するパートタイム職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープあいづ	平成17年4月1日現在において効力を有するパート職員就業規則の適用を受ける者
いばらきコープ生活協同組合	平成21年5月1日現在において効力を有するパート職員就業規則、嘱託職員就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者 平成22年10月1日現在において効力を有する役員人事規則の適用を受ける者
茨城大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
群馬大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
群馬中央医療生活協同組合	平成19年10月1日現在において効力を有するパート職員就業規則第30条第3項の適用を受ける者
生活協同組合コープぐんま	平成23年5月1日現在において効力を有する役員報酬および手当に関する規則、パート職員就業規則、アルバイト職員就業規則の適用を受ける者
はるな生活協同組合	平成18年7月20日現在において効力を有する嘱託職員就業規則の適用を受ける者
北毛保健生活協同組合	平成21年10月1日現在において効力を有するパートタイム労働者就業規則第6条の2の適用を受ける者
利根保健生活協同組合	平成21年10月1日現在において効力を有する嘱託、臨時職員、パートタイマー就業規則第2条第1項第1号の適用を受ける者
埼玉大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
生活協同組合さいたまコープ	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則、カレント職員・フレンド職員就業規則並びにエクセレント職員就業規則の適用を受ける者 平成23年5月1日現在において効力を有する常勤役員報酬規則の適用を受ける者
生活協同組合連合会コープネット事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則、カレント職員・フレンド職員就業規則並びにエクセレント職員就業規則の適用を受ける者
生活クラブ生活協同組合	平成22年6月1日現在において効力を有する臨時従業員就業規則並びに再雇用者就業規則の適用を受ける者
生活協同組合ちばコープ	平成22年6月1日現在において効力を有するパート職員就業規則、嘱託職員の雇用・就業・給与等に関する規程並びにアルバイト職員就業規則の適用を受ける者
なのはな生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
株式会社パルライン	平成17年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者 平成22年6月1日現在において効力を有する就業規則（ドライバー職社員）の適用を受ける者
株式会社パル・ミート	平成17年4月1日現在において効力を有する定時社員就業規則の適用を受ける者
法政大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する契約職員就業規則並びに準職員就業規定の適用を受ける者
慶応義塾生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する時間給臨時職員就業規定の適用を受ける者
芝浦工業大学消費生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する臨時従業員規程の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
早稲田大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する契約職員就業規則並びにパート・アルバイト就業規則の適用を受ける者
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会	平成20年10月1日現在において効力を有する嘱託従業員サービス規程、臨時従業員就業規則並びに再雇用者就業規程の適用を受ける者
全国大学生生活協同組合連合会	平成17年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則（コープイン渋谷・コープイン京都）並びにパートタイマー就業規則（コープイン以外の事業所）の適用を受ける者
東京大学消費生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する臨時従業員就業規則の適用を受ける者
東洋大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
生活協同組合連合会大学生生活協同組合東京事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
和光学園生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパート職員就業規則の適用を受ける者
電気通信大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する臨時職員就業規則の適用を受ける者
医療生協かながわ生活協同組合	平成22年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
横浜市立大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する臨時職員就業規定の適用を受ける者
福井県民生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するC職員・P職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープながの	平成23年6月1日現在において効力を有する役員規則、パート職員就業規則、アルバイト職員就業規則、福祉専門職職員就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
生活協同組合コープぎふ	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則並びに嘱託職員に関する規程の適用を受ける者
静岡大学生生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープしずおか	平成22年6月1日現在において効力を有するシニア職員規程並びにシニアパート職員規程の適用を受ける者
名古屋大学消費生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する補助職員就業規則並びに準職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープあいち	平成17年4月1日現在において効力を有する嘱託職員就業規則、コープメイト就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者
生活協同組合連合会東海コープ事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有する嘱託職員に関する規定、パート職員就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者
株式会社エム・アイ・エス企画	平成17年10月1日現在において効力を有する嘱託職員就業規則の適用を受ける者
みなと医療生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員等就業規則並びに嘱託職員就業規則の適用を受ける者
北医療生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する非常勤（パートタイム）職員就業規則の適用を受ける者
みえ医療福祉生活協同組合	平成23年4月1日現在において効力を有するパートタイマー規則（旧津医療生活協同組合分）の適用を受ける者 平成23年10月1日現在において効力を有するパートタイマー規則（旧四日市医療生活協同組合分）の適用を受ける者 平成23年10月1日現在において効力を有するパートタイマー規則（旧桑名医療生活協同組合分）の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
	<p>平成23年10月1日現在において効力を有するパートタイマー規則（旧伊勢渡会医療生活協同組合分）の適用を受ける者</p> <p>平成23年10月1日現在において効力を有するパートタイマー規則（旧むろ医療生活協同組合分）の適用を受ける者</p>
京都府立医科大学府立大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する時間給与者の就業に関する規則の適用を受ける者
立命館生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する臨時職員就業規則の適用を受ける者
京都工芸繊維大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー職員の就業に関する細則の適用を受ける者
京都橘学園生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合連合会大学生協大阪事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
大阪よどがわ市民生活協同組合	平成18年7月20日現在において効力を有する定年後の再雇用制度に関する規程（正職員用）の適用を受ける者
奈良教育大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する就業規則第3条第2号に規定する定時（パート）職員
ひかわ医療生活協同組合	平成21年10月1日現在において効力を有する嘱託（1）職員就業規則、嘱託（2）職員就業規則、パート職員就業規則並びに定年退職後再雇用職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープやまぐち	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
徳島大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー・アルバイト就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
愛媛医療生活協同組合	平成21年10月1日現在において効力を有する嘱託医師給与細則並びに非常勤職員就業規程の適用を受ける者 平成23年10月1日現在において効力を有する役員報酬規程の適用を受けるもの
高知県学校生活協同組合	平成22年10月1日現在において効力を有する継続雇用就業規則の適用を受ける者
エフコープ生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則、アルバイト就業規則並びにNTスタッフ就業細則の適用を受ける者
生活協同組合連合会コープ九州事業連合	平成17年4月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
生活協同組合ララコープ	平成18年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則、店舗・パートタイマー就業規則並びにアルバイト就業規則の適用を受ける者
生活協同組合水光社	平成23年5月1日現在において効力を有する嘱託及び定時職員の退職慰労金支給内規、シニア職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープおおいた	法人税法第2条第1項第15号に規定する役員、平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則並びに准職員就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープかごしま	平成18年10月1日現在において効力を有する就業規則Ⅱ第1条の適用を受ける者
生活クラブ生活協同組合	平成21年5月1日現在において効力を有する臨時職員就業規則、嘱託職員就業規則並びに再雇用者就業規則の適用を受ける者
株式会社シーエックスカーゴ	平成23年5月1日現在において効力を有する就業規則[P職員]の適用を受ける者
盛岡大学生生活協同組合	平成17年10月1日現在において効力を有する定時職員就業規定の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
宮城大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
株式会社コープサービス	平成18年10月1日現在において効力を有する定時社員就業規則の適用を受ける者
株式会社コープサービス福井	平成17年4月1日現在において効力を有する就業規則第2条第2項第1号に規定するパートタイマー
株式会社メディコープ	平成17年4月1日現在において効力を有する契約社員就業規則並びにパートタイマー就業規則の適用を受ける者
近畿大学生生活協同組合	平成17年4月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
大阪電気通信大学生生活協同組合	平成17年5月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
大阪府立大学生生活協同組合	平成17年5月1日現在において効力を有する定時職員就業規則の適用を受ける者
株式会社エフコープ・ライスセンター	平成17年7月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
株式会社コープハウジング大分	法人税法第2条第1項第15号に規定する役員、平成18年4月1日現在において効力を有する定時社員就業規則の適用を受ける者
株式会社エコサポート	平成18年4月1日現在において効力を有する契約社員就業規則の適用を受ける者
東京工業高等専門学校生活協同組合	平成17年11月1日現在において効力を有する臨時職員就業規則の適用を受ける者
星薬科大学生生活協同組合	平成17年11月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者

事業所の名称	加入者とならない者の範囲
株式会社インク・アンド・ペーパー	平成18年10月1日現在において効力を有するアルバイト就業規則の適用を受ける者
生活協同組合コープとうきょう	法人税法第2条第1項第15号に規定する役員、平成19年1月1日現在において効力を有する嘱託職員の雇用・就業・給与等に関する規程、パート職員就業規則、アルバイト職員就業規則の適用を受ける者
生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会	平成22年2月1日現在において効力を有する嘱託従業員、臨時従業員並びに再雇用者就業規則の適用を受ける者
東京ふれあい医療生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則第4条第2項、同条第3項、同条第4項並びに同条第5項の適用を受ける者
富山医療生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則第40条の3第2項並びにパート就業規則の適用を受ける者
全国大学生協共済生活協同組合連合会	平成22年10月1日現在において効力を有するパートタイマー就業規則の適用を受ける者
とちぎコープ生活協同組合	平成23年6月1日現在において効力を有するとちぎコープ常勤役員報酬規程、パート職員就業規則、アルバイト職員就業規則並びに嘱託職員雇用規程の適用を受ける者
株式会社コープネットフーズ	平成23年6月1日現在において効力を有するパート社員就業規則並びにアルバイト社員就業規則の適用を受ける者
大阪市立大学生生活協同組合	平成23年8月1日現在において効力を有する定時職員就業規則並びに嘱託職員就業規則の適用を受ける者

別表第3-2 (第41条)

第2加入者の範囲

実施事業所	第2加入者の範囲
いわて生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する正規職員就業規則第2条(職員の種類)第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
生活協同組合コープあきた	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第3条第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
いばらきコープ生活協同組合	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第3条第1項に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して1年を経過した者
全国学校用品株式会社	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
日本生活協同組合連合会	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
日生協企業年金基金	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
東都生活協同組合	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第3条第1項に規定する従業員であって、従業員となった日から起算して3年を経過した者
株式会社コープクリーン	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
長野医療生活協同組合	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して2年を経過した者
生活協同組合おかやまコープ	就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
株式会社コープピーアンドエス	(株)コープピーアンドエス就業規則(平成22年12月1日現在において効力を有する(株)コープピーアンドエス就業規則をいう。以下同じ。)第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者

実施事業所	第2加入者の範囲
生活協同組合ひろしま	職員就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する職員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して3年を経過した者
愛媛医療生活協同組合	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員であって、職員となった日から起算して3年を経過した者。
生活協同組合水光社	就業規定（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規定をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員（ただし、出向職員を含む。）であって、職員となった日から起算して1年を経過した者。
日田市民生活協同組合	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して4年を経過した者。
株式会社シーエックスカーゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則【N社員】（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則【N社員】をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員であって、社員となった日から起算して2年を経過した者。 ・就業規則【D社員】（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則【D社員】をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員であって、社員となった日から起算して2年を経過した者。 ・就業規則【A社員】（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則【A社員】をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員であって、社員となった日から起算して2年を経過した者。ただし賃金規則【A社員】（平成22年12月1日現在において効力を有する賃金規則【A社員】をいう。）別表2に規定するレベル2以下の者を除く。
株式会社コープトレード・ジャパン	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
全国生協労働組合連合会	生協労連書記局職員の就業に関する規則（平成22年12月1日現在において効力を有する生協労連書記局職員の就業に関する規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
生協労組おかやま	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者

実施事業所	第2加入者の範囲
日本コープ共済生活協同組合連合会	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項第1号に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して1年を経過した者
日本医療福祉生活協同組合連合会	職員就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する職員就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項第1号に規定する正職員であって正職員となった日から起算して1年を経過した者
東京ふれあい医療生活協同組合	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第4条第1項に規定する常勤職員であって、常勤職員となった日から起算して3年を経過した者
富山医療生活協同組合	就業規則（平成22年12月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して5年を経過した者
みえ医療福祉生活協同組合	<p>平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則（旧津医療生活協同組合分）（以下「就業規則（旧津医療生活協同組合分）」という。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して5年を経過した者</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則（旧四日市医療生活協同組合分）（以下「就業規則（旧四日市医療生活協同組合分）」という。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して3年を経過した者</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則（旧桑名医療生活協同組合分）（以下「就業規則（旧桑名医療生活協同組合分）」という。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して2年を経過した者</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則（旧伊勢度会医療生活協同組合分）（以下「就業規則（旧伊勢度会医療生活協同組合分）」という。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して5年を経過した者</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則（旧むろ医療生活協同組合分）（以下「就業規則（旧むろ医療生活協同組合分）」という。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して4年を経過した者</p>
生活協同組合コープやまぐち	就業規則（平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員、特別職員、準職員及び執行役員であって、職員、特別職員、準職員及び執行役員となった日から起算して3年を経過した者

実施事業所	第2加入者の範囲
コープサービス株式会社	就業規則（平成23年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員、特別社員及び準社員であって、職員、特別社員及び準社員となった日から起算して3年を経過した者
こうち生活協同組合	正規職員就業規則（平成23年4月1日現在において効力を有する正規職員就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
生活協同組合連合会コープ九州事業連合	正規職員就業規則（平成23年4月1日現在において効力を有する正規職員就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
日生協健康保険組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
生活協同組合コープながの	正規職員就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1項に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して1年を経過した者
滋賀大学彦根地区生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条第1項に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
同志社生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
京都府立医科大学府立大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
立命館生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
生活協同組合連合会大学生生活協同組合京都事業連合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
京都大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
京都工芸繊維大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者

実施事業所	第2加入者の範囲
京都橘学園生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
龍谷大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
京都教育大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
生活協同組合おおさかパルコープ	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する職員であって、職員となった日から起算して3年を経過した者
大阪よどがわ市民生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員であって、職員となった日から起算して3年を経過した者
神戸大学生生活協同組合	正規職員就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員就業規則をいう。以下同じ。）第1条第1項に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して1年を経過した者
兵庫県立大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
生活協同組合連合会大学生協神戸事業連合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1号に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
奈良女子大学生生活協同組合	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正規職員であって、正規職員となった日から起算して3年を経過した者
鳥取県生活協同組合	職員就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する職員就業規則をいう。以下同じ。）第3条第1項に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
生活協同組合コープかがわ	正職員就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する正職員就業規則をいう。以下同じ。）第3条に規定する正職員であって、正職員となった日から起算して2年を経過した者
水光商事株式会社	就業規則（平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する職員（ただし、出向職員を含む。）であって、職員となった日から起算して1年を経過した者

実施事業所	第2加入者の範囲
とちぎコープ生活協同組合	就業規則(平成23年6月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。)第3条第1項に規定する職員であって、職員となった日から起算して1年を経過した者
株式会社コープネットフーズ	正社員就業規則(平成23年6月1日現在において効力を有する正社員就業規則をいう。以下同じ。)第3条第1項に規定する正社員であって、正社員となった日から起算して3年を経過した者

別表第3-3 (第47条)

第2標準給与の範囲

実施事業所	第2標準給与の範囲
いわて生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程第4条に規定する資格等級ポイントと同規程第5条に規定する勤続ポイントを合算した単年度ポイント(毎年3月21日の前1年間に付与された分)にポイント単価260円を乗じて得た額とする。尚、個人ごとの1000円未満の端数は切り上げとする。
生活協同組合コープあきた	給与規程(平成22年12月1日現在において効力を有する給与規程をいう。)第37条第3項に規定する額
いばらきコープ生活協同組合	退職金規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。)第8条第3項に規定する額
全国学校用品株式会社	退職金支給規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。)第7条第3項に規定する額
日本生活協同組合連合会	退職金支給規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。)第7条第3項に規定する額
日生協企業年金基金	職員退職金支給規程(平成22年12月1日現在において効力を有する職員退職金支給規程をいう。)第7条第3項に規定する額
東都生活協同組合	退職金規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。)第10条第3項に規定する額
株式会社コープクリーン	退職金支給規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。)第7条第3項に規定する額
長野医療生活協同組合	退職金規程(平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。)第13条第5項に規定する額
生活協同組合おかやまコープ	正規職員退職金規程(平成22年12月1日現在において効力を有する正規職員退職金規程をいう。)第8条第3項に規定する額
株式会社コープピーアンドエス	(株)コープピーアンドエス正規職員退職金規程(平成22年12月1日現在において効力を有する(株)コープピーアンドエス正規職員退職金規程をいう。)第8条第3項に規定する額

実施事業所	第2標準給与の範囲
生活協同組合ひろしま	職員退職金規程（平成22年12月1日現在において効力を有する職員退職金規程をいう。）第17条第3項に規定する額
愛媛医療生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金支給規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。以下同じ。）第7条第5項に規定する額 ・退職金支給規程【2008年度までの入職者対応】（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程【2008年度までの入職者対応】をいう。以下同じ。）第8条第5項に規定する額
生活協同組合水光社	退職手当規定（平成22年12月1日現在において効力を有する退職手当規定をいう。）第16条第4項に規定する額
日田市民生活協同組合	退職金規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第3項に規定する額
株式会社シーエックスカーゴ	退職金規則（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規則をいう。）第10条第3項に規定する額
株式会社コープトレード・ジャパン	退職金支給規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。）第7条第3項に規定する額
全国生協労働組合連合会	生協労連書記局職員の退職金に関する細則（平成22年12月1日現在において効力を有する生協労連書記局職員の退職金に関する細則をいう。）第9条第3項に規定する額
生協労組おかやま	正規職員退職金規程（平成22年12月1日現在において効力を有する正規職員退職金規程をいう。）第8条第3項に規定する額
日本コープ共済生活協同組合連合会	退職金支給規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。）第7条第3項に規定する額
日本医療福祉生活協同組合連合会	退職金支給規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。）第7条第3項に規定する額
東京ふれあい医療生活協同組合	退職金規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第5項に規定する額

実施事業所	第2標準給与の範囲
富山医療生活協同組合	退職金規程（平成22年12月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第5項に規定する額
みえ医療福祉生活協同組合	<p>平成23年4月1日現在において効力を有する退職金規則（旧津医療生活協同組合分）第5条第3項に規定する額</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する退職金規則（旧四日市医療生活協同組合分）第6条第4項に規定する額</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する給与規則（旧桑名医療生活協同組合分）第28条に規定する額</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する退職金規定（旧伊勢度会医療生活協同組合分）7に規定する額</p> <p>平成23年4月1日現在において効力を有する賃金規則（旧むろ医療生活協同組合分）第25条第4項に規定する額</p>
生活協同組合コープやまぐち	コープやまぐち退職金支給規程（平成23年4月1日現在において効力を有するコープやまぐち退職金支給規程をいう。）第18条第5項に規定する額
コープサービス株式会社	コープサービス(株)退職金支給規程（平成23年4月1日現在において効力を有するコープサービス(株)退職金支給規程をいう。）第18条第5項に規定する額
こうち生活協同組合	退職金規程（平成23年4月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第8条第5項に規定する額
生活協同組合連合会コープ九州事業連合	退職年金規則（平成23年4月1日現在において効力を有する退職年金規則をいう。）第3条に規定する額
日生協健康保険組合	職員退職金支給規程（平成23年6月1日現在において効力を有する職員退職金支給規程をいう。）第7条第3項に規定する額
生活協同組合コープなごの	正規職員退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員退職金規程をいう。）第7条第3項に規定する額

実施事業所	第2標準給与の範囲
滋賀大学彦根地区生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
同志社生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
京都府立医科大学府立大学生生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
立命館生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
生活協同組合連合会大学生生活協同組合京都事業連合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
京都大学生生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
京都工芸繊維大学生生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
京都橘学園生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
龍谷大学生生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
京都教育大学生生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
生活協同組合おおさかパルコープ	退職金支給規定（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金支給規定をいう。）第7条第2項に規定する額
大阪よどがわ市民生活協同組合	職員賃金・賞与・退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する職員賃金・賞与・退職金規程をいう。）第22条第3項に規定する額

実施事業所	第2標準給与の範囲
神戸大学生協同組合	正規職員退職金支給規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員退職金支給規程をいう。）第10条第3項に規定する額
兵庫県立大学生協同組合	退職金支給規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金支給規程をいう。）第12条第3項に規定する額
生活協同組合連合会大学生協神戸事業連合	退職金支給規定（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金支給規定をいう。）第12条第3項に規定する額
奈良女子大学生協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
鳥取県生活協同組合	退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第9条第3項に規定する額
生活協同組合コープかがわ	正職員退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正職員退職金規程をいう。）第11条第3項に規定する額
水光商事株式会社	退職手当規定（平成23年6月1日現在において効力を有する退職手当規定をいう。）第16条第4項に規定する額
とちぎコープ生活協同組合	正規職員退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員退職金規程をいう。）第14条第4項に規定する額
株式会社コープネットフーズ	正社員退職金規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正社員退職金規程をいう。）第8条第5項に規定する額

別表第3-4（第48条の3、第73条及び第74条）

第2加入者の休職期間等の範囲

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
いわて生活協同組合	平成22年12月1日現在において効力を有する正規職員就業規則第47条に規定する休職期間
生活協同組合コープあきた	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第9条に規定する休職期間（ただし、同規則第8条第3号による事件が無罪となったときを除く。） ・育児・介護休業等に関する規則（平成22年12月1日現在において効力を有する育児・介護休業等に関する規則をいう。）第5条に規定する育児休業の期間等及び同規則第9条に規定する介護休業の期間等
いばらきコープ生活協同組合	就業規則第35条第1項各号に規定する休職（ただし、同項第6号及び同条第3項により生協が勤続期間に算入することを特に認めたものを除く。）
全国学校用品株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
日本生活協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
日生協企業年金基金	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
東都生活協同組合	就業規則第11条に規定する休職期間(ただし、同規則第10条第4号の場合を除く。)
株式会社コープクリーン	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
長野医療生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第9条に規定する休職期間(ただし、同規則第8条但し書きの場合を除く。) ・育児・介護休業等に関する規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児・介護休業等に関する規程をいう。)第5条に規定する育児休業の期間等及び同規則第9条に規定する介護休業の期間等
生活協同組合おかやまコープ	就業規則第9条第2号に規定する休職及び同条第4号のうち有罪となった場合の休職
株式会社コープピーアンドエス	(株)コープピーアンドエス就業規則第9条第2号に規定する休職及び同条第4号のうち有罪となった場合の休職
生活協同組合ひろしま	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第13条に規定する休職期間(ただし、同規則第12条第1項第4号及び第5号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第3条及び同規則第7条に規定する期間 ・介護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護休業規程をいう。)第8条に規定する介護休業の期間
愛媛医療生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第8条に規定する休職期間(ただし、同規則第7条第3号の場合を除く。) ・育児休業に関する規則(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業に関する規則をいう。)第5条に規定する育児休業の期間等 ・介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務等に関する規則(平成22年12月1日現在において効力を有する介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務等に関する規則をいう。)第5条に規定する介護休業の期間等

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
生活協同組合水光社	就業規定第12条に規定する休職期間(ただし、同規定第11条第1号、第3号及び第4号の場合を除く。)
日田市民生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第10条に規定する休職期間 ・育児休業および育児短時間勤務に関する規則(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業および育児短時間勤務に関する規則をいう。)第5条に規定する育児休業の期間等 ・介護休業および介護短時間勤務に関する規則(平成22年12月1日現在において効力を有する介護休業および介護短時間勤務に関する規則をいう。)第6条に規定する介護休業の期間等
株式会社シーエックスカーゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則【N社員】第25条に規定する休職期間(ただし、同規則第24条②③④の場合及び⑧の場合で勤続年数に加算する場合を除く。) ・就業規則【D社員】第24条に規定する休職期間(ただし、同規則第23条②③④の場合及び⑧の場合で勤続年数に加算する場合を除く。) ・就業規則【A社員】第24条に規定する休職期間(ただし、同規則第23条②③④の場合及び⑧の場合で勤続年数に加算する場合を除く。)
株式会社コープトレード・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
全国生協労働組合連合会	生協労連書記局職員の就業に関する規則第21条第1項各号に規定する休職
生協労組おかやま	就業規則第9条第2号に規定する休職及び同条第4号のうち有罪となった場合の休職
日本コープ共済生活協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
	・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
日本医療福祉生活協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・休職規程(平成22年12月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第1条に規定する期間(ただし、同条第2号及び第6号の場合を除く。) ・育児休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。)第4条に規定する育児休業期間 ・介護・看護休業規程(平成22年12月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。)第3条に規定する休業期間
東京ふれあい医療生活協同組合	就業規則第15条に規定する休職期間(ただし、同規則第14条第5号であって生協の命による組合外の業務に従事する場合又は特別に算入を相当と認めたときを除く。)
みえ医療福祉生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則(旧津医療生活協同組合分)第29条各号に規定する休職の期間 ・平成23年4月1日現在において効力を有する育児・介護休業等に関する規則(旧津医療生活協同組合分)第5条に規定する育児休業の期間及び第9条に規定する介護休業の期間 ・就業規則(旧四日市医療生活協同組合分)第13条に規定する休職の期間 ・就業規則(旧桑名医療生活協同組合分)第23条に規定する休職の期間 ・職員育児・介護休業規程(旧桑名医療生活協同組合分)第4条に規定する育児休業の期間及び第11条に規定する介護休業の期間 ・就業規則(旧伊勢度会医療生活協同組合分)第29条に規定する休職の期間 ・育児・介護休業規程(旧伊勢度会医療生活協同組合分)第5条に規定する育児休業の期間及び第9条に規定する介護休業の期間 ・就業規則(旧むろ医療生活協同組合分)第23条に規定する休職期間
生活協同組合コープやまぐち	就業規則第16条に規定する休職期間(ただし、同条第4号、第5号に該当する場合及び同規則第15条第4号、第5号、第8号に該当するもので生協が特に認めた場合を除く。)
コープサービス株式会社	就業規則第16条に規定する休職期間(ただし、同条第4号、第5号に該当する場合及び同規則第15条第4号、第5号、第8号に該当するもので生協が特に認めた場合を除く。)
こうち生活協同組合	休職規程(平成23年4月1日現在において効力を有する休職規程をいう。)第3条に規定する休職期間

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
生活協同組合連合会コープ九州事業連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員就業規則第11条に規定する休職の期間 ・ 育児休職に関する細則（平成23年4月1日現在において効力を有する育児休職に関する細則をいう。）第4条に規定する休職期間 ・ 介護休職に関する細則（平成23年4月1日現在において効力を有する介護休職に関する細則をいう。）第4条に規定する休職期間
日生協健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則第11条各号に規定する休職期間（ただし、同規則第10条第4号の場合を除く。） ・ 育児休業規程（平成23年6月1日現在において効力を有する育児休業規程をいう。）第4条に規定する育児休業期間 ・ 介護・看護休業規程（平成23年6月1日現在において効力を有する介護・看護休業規程をいう。）第3条に規定する介護・看護休業期間
生活協同組合コープなごの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員就業規則第35条第1項に規定する休職（ただし、同規則同条同項第1号の場合を除く。） ・ 正規職員育児・介護・休職・時短規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正規職員育児・介護・休職・時短規程をいう。）第2条第2項に規定する期間
滋賀大学彦根地区生活協同組合	就業規則第10条各号に規定する休職期間
同志社生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
京都府立医科大学府立大学生生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
立命館生活協同組合	就業規則第12条第1項に規定する休職期間

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
生活協同組合連合会大学生生活協同組合 京都事業連合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
京都大学生生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
京都工芸繊維大学生生活協同組合	就業規則第9条第1項各号に規定する休職期間
京都橘学園生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
龍谷大学生生活協同組合	就業規則第37条各号に規定する休職及びその期間
京都教育大学生生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
生活協同組合おおさかパルコープ	就業規則第17条各号に規定する休職期間
大阪よどがわ市民生活協同組合	就業規則第31条第2項各号に規定する休職期間
神戸大学生生活協同組合	正規職員就業規則第46条第1項各号に規定する休職期間
奈良女子大学生生活協同組合	就業規則第11条第1項に規定する休職期間
生活協同組合コープかがわ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員就業規則第10条第1項各号に規定する休職期間 ・ 育児休業、育児の為の短時間勤務規程（平成23年6月1日現在において効力を有する育児休業、育児の為の短時間勤務規程をいう。）第5条第1項に規定する育児休業の期間

実施事業所	第2加入者の休職期間等の範囲
水光商事株式会社	就業規則第12条に規定する休職期間（ただし、同規則第11条第1号、第3号及び第4号の場合を除く。）
とちぎコープ生活協同組合	・就業規則第37条第1項各号に規定する休職（ただし、同規則同条同項第1号の場合を除く。）
	・育児・介護に関する休職・時短規程（平成23年6月1日現在において効力を有する育児・介護に関する休職・時短規程をいう。）第2条第2項に規定する期間
株式会社コープネットフーズ	<p>・正社員就業規則第34条第1項各号に規定する休職（ただし、同条同項第1号の場合を除く。）</p> <p>・正社員育児・介護・休職・時短規程（平成23年6月1日現在において効力を有する正社員育児・介護・休職・時短規程をいう。）第2条第2項に規定する期間</p>

別表第4 (第51条第1項)

利率	年金換算率		
	5年	10年	20年
1.0%	4.874	9.511	18.121
1.1%	4.861	9.464	17.947
1.2%	4.849	9.417	17.776
1.3%	4.837	9.371	17.607
1.4%	4.825	9.325	17.440
1.5%	4.812	9.280	17.276
1.6%	4.800	9.234	17.114
1.7%	4.788	9.190	16.954
1.8%	4.776	9.145	16.796
1.9%	4.764	9.101	16.641
2.0%	4.753	9.057	16.487
2.1%	4.741	9.014	16.336
2.2%	4.729	8.970	16.187
2.3%	4.717	8.928	16.039
2.4%	4.706	8.885	15.894
2.5%	4.694	8.843	15.751
2.6%	4.682	8.801	15.609
2.7%	4.671	8.759	15.470
2.8%	4.659	8.718	15.332
2.9%	4.648	8.677	15.196
3.0%	4.637	8.636	15.062
3.1%	4.625	8.596	14.930
3.2%	4.614	8.556	14.800
3.3%	4.603	8.516	14.671
3.4%	4.592	8.476	14.544
3.5%	4.580	8.437	14.418
3.6%	4.569	8.398	14.294
3.7%	4.558	8.359	14.172
3.8%	4.547	8.321	14.052
3.9%	4.536	8.283	13.933
4.0%	4.525	8.245	13.815
4.1%	4.515	8.207	13.699
4.2%	4.504	8.170	13.585
4.3%	4.493	8.133	13.472
4.4%	4.482	8.096	13.360
4.5%	4.472	8.060	13.250

別表第5 (第62条第2項 選択一時金 第71条第2項 遺族給付金)
支給率 (利率 1.0%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.333	0.415	0.498	0.581	0.664	0.747	0.829	0.912
1	0.994	1.077	1.159	1.241	1.323	1.406	1.488	1.570	1.652	1.733	1.815	1.897
2	1.979	2.060	2.142	2.223	2.305	2.386	2.467	2.548	2.629	2.710	2.791	2.872
3	2.953	3.034	3.115	3.195	3.276	3.356	3.437	3.517	3.598	3.678	3.758	3.838
4	3.918	3.998	4.078	4.158	4.238	4.317	4.397	4.477	4.556	4.636	4.715	4.794
5	4.874	4.953	5.032	5.111	5.190	5.269	5.348	5.427	5.505	5.584	5.663	5.741
6	5.820	5.898	5.976	6.055	6.133	6.211	6.289	6.367	6.445	6.523	6.601	6.678
7	6.756	6.834	6.911	6.989	7.066	7.144	7.221	7.298	7.375	7.453	7.530	7.607
8	7.683	7.760	7.837	7.914	7.991	8.067	8.144	8.220	8.297	8.373	8.449	8.525
9	8.602	8.678	8.754	8.830	8.906	8.982	9.057	9.133	9.209	9.284	9.360	9.435
10	9.511	9.586	9.661	9.737	9.812	9.887	9.962	10.037	10.112	10.187	10.261	10.336
11	10.411	10.485	10.560	10.634	10.709	10.783	10.857	10.932	11.006	11.080	11.154	11.228
12	11.302	11.376	11.450	11.523	11.597	11.671	11.744	11.818	11.891	11.964	12.038	12.111
13	12.184	12.257	12.330	12.403	12.476	12.549	12.622	12.695	12.768	12.840	12.913	12.985
14	13.058	13.130	13.203	13.275	13.347	13.419	13.491	13.563	13.635	13.707	13.779	13.851
15	13.923	13.994	14.066	14.138	14.209	14.281	14.352	14.423	14.495	14.566	14.637	14.708
16	14.779	14.850	14.921	14.992	15.063	15.133	15.204	15.275	15.345	15.416	15.486	15.557
17	15.627	15.697	15.767	15.838	15.908	15.978	16.048	16.118	16.188	16.257	16.327	16.397
18	16.466	16.536	16.606	16.675	16.744	16.814	16.883	16.952	17.022	17.091	17.160	17.229
19	17.298	17.367	17.435	17.504	17.573	17.642	17.710	17.779	17.847	17.916	17.984	18.052
20	18.121											

別表第5 支給率 (利率 1.1%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.498	0.581	0.664	0.746	0.829	0.911
1	0.994	1.076	1.158	1.240	1.322	1.404	1.486	1.568	1.650	1.732	1.813	1.895
2	1.976	2.058	2.139	2.221	2.302	2.383	2.464	2.545	2.626	2.707	2.787	2.868
3	2.949	3.029	3.110	3.190	3.270	3.351	3.431	3.511	3.591	3.671	3.751	3.830
4	3.910	3.990	4.069	4.149	4.228	4.308	4.387	4.466	4.545	4.624	4.703	4.782
5	4.861	4.940	5.019	5.097	5.176	5.255	5.333	5.411	5.490	5.568	5.646	5.724
6	5.802	5.880	5.958	6.036	6.113	6.191	6.269	6.346	6.424	6.501	6.578	6.655
7	6.733	6.810	6.887	6.964	7.040	7.117	7.194	7.271	7.347	7.424	7.500	7.577
8	7.653	7.729	7.805	7.881	7.958	8.033	8.109	8.185	8.261	8.337	8.412	8.488
9	8.563	8.639	8.714	8.789	8.865	8.940	9.015	9.090	9.165	9.240	9.314	9.389
10	9.464	9.538	9.613	9.687	9.762	9.836	9.910	9.985	10.059	10.133	10.207	10.281
11	10.354	10.428	10.502	10.576	10.649	10.723	10.796	10.870	10.943	11.016	11.089	11.162
12	11.235	11.308	11.381	11.454	11.527	11.600	11.672	11.745	11.817	11.890	11.962	12.035
13	12.107	12.179	12.251	12.323	12.395	12.467	12.539	12.611	12.682	12.754	12.826	12.897
14	12.969	13.040	13.111	13.183	13.254	13.325	13.396	13.467	13.538	13.609	13.680	13.751
15	13.821	13.892	13.962	14.033	14.103	14.174	14.244	14.314	14.384	14.455	14.525	14.595
16	14.665	14.734	14.804	14.874	14.944	15.013	15.083	15.152	15.222	15.291	15.360	15.429
17	15.499	15.568	15.637	15.706	15.775	15.844	15.912	15.981	16.050	16.118	16.187	16.255
18	16.324	16.392	16.460	16.529	16.597	16.665	16.733	16.801	16.869	16.937	17.004	17.072
19	17.140	17.207	17.275	17.342	17.410	17.477	17.544	17.612	17.679	17.746	17.813	17.880
20	17.947											

別表第5 支給率 (利率 1.2%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.498	0.581	0.663	0.746	0.828	0.911
1	0.993	1.075	1.157	1.239	1.321	1.403	1.485	1.567	1.649	1.730	1.812	1.893
2	1.974	2.056	2.137	2.218	2.299	2.380	2.461	2.541	2.622	2.703	2.783	2.864
3	2.944	3.024	3.105	3.185	3.265	3.345	3.425	3.504	3.584	3.664	3.743	3.823
4	3.902	3.982	4.061	4.140	4.219	4.298	4.377	4.456	4.535	4.613	4.692	4.771
5	4.849	4.927	5.006	5.084	5.162	5.240	5.318	5.396	5.474	5.552	5.629	5.707
6	5.785	5.862	5.939	6.017	6.094	6.171	6.248	6.325	6.402	6.479	6.556	6.632
7	6.709	6.786	6.862	6.938	7.015	7.091	7.167	7.243	7.319	7.395	7.471	7.547
8	7.623	7.698	7.774	7.849	7.925	8.000	8.075	8.150	8.226	8.301	8.376	8.450
9	8.525	8.600	8.675	8.749	8.824	8.898	8.973	9.047	9.121	9.195	9.269	9.343
10	9.417	9.491	9.565	9.639	9.712	9.786	9.859	9.933	10.006	10.079	10.152	10.226
11	10.299	10.372	10.445	10.517	10.590	10.663	10.735	10.808	10.880	10.953	11.025	11.097
12	11.170	11.242	11.314	11.386	11.458	11.529	11.601	11.673	11.744	11.816	11.887	11.959
13	12.030	12.101	12.173	12.244	12.315	12.386	12.457	12.528	12.598	12.669	12.740	12.810
14	12.881	12.951	13.021	13.092	13.162	13.232	13.302	13.372	13.442	13.512	13.582	13.651
15	13.721	13.791	13.860	13.929	13.999	14.068	14.137	14.207	14.276	14.345	14.414	14.483
16	14.551	14.620	14.689	14.757	14.826	14.894	14.963	15.031	15.099	15.168	15.236	15.304
17	15.372	15.440	15.508	15.575	15.643	15.711	15.778	15.846	15.913	15.981	16.048	16.115
18	16.183	16.250	16.317	16.384	16.451	16.518	16.584	16.651	16.718	16.784	16.851	16.917
19	16.984	17.050	17.116	17.183	17.249	17.315	17.381	17.447	17.513	17.578	17.644	17.710
20	17.776											

別表第5 支給率 (利率 1.3%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.498	0.581	0.663	0.746	0.828	0.910
1	0.993	1.075	1.157	1.239	1.320	1.402	1.484	1.566	1.647	1.729	1.810	1.891
2	1.972	2.053	2.134	2.215	2.296	2.377	2.457	2.538	2.618	2.699	2.779	2.859
3	2.939	3.019	3.099	3.179	3.259	3.339	3.418	3.498	3.577	3.657	3.736	3.815
4	3.894	3.973	4.052	4.131	4.210	4.288	4.367	4.446	4.524	4.602	4.681	4.759
5	4.837	4.915	4.993	5.070	5.148	5.226	5.303	5.381	5.458	5.536	5.613	5.690
6	5.767	5.844	5.921	5.998	6.075	6.151	6.228	6.304	6.381	6.457	6.533	6.610
7	6.686	6.762	6.838	6.913	6.989	7.065	7.140	7.216	7.291	7.367	7.442	7.517
8	7.592	7.667	7.742	7.817	7.892	7.967	8.041	8.116	8.190	8.265	8.339	8.413
9	8.487	8.562	8.636	8.709	8.783	8.857	8.931	9.004	9.078	9.151	9.225	9.298
10	9.371	9.444	9.517	9.590	9.663	9.736	9.809	9.881	9.954	10.026	10.099	10.171
11	10.243	10.315	10.388	10.460	10.532	10.603	10.675	10.747	10.819	10.890	10.962	11.033
12	11.104	11.176	11.247	11.318	11.389	11.460	11.531	11.601	11.672	11.743	11.813	11.884
13	11.954	12.025	12.095	12.165	12.235	12.305	12.375	12.445	12.515	12.585	12.654	12.724
14	12.793	12.863	12.932	13.001	13.071	13.140	13.209	13.278	13.347	13.416	13.484	13.553
15	13.622	13.690	13.759	13.827	13.895	13.964	14.032	14.100	14.168	14.236	14.304	14.372
16	14.439	14.507	14.575	14.642	14.710	14.777	14.844	14.912	14.979	15.046	15.113	15.180
17	15.247	15.313	15.380	15.447	15.513	15.580	15.646	15.713	15.779	15.845	15.911	15.977
18	16.043	16.109	16.175	16.241	16.307	16.372	16.438	16.504	16.569	16.634	16.700	16.765
19	16.830	16.895	16.960	17.025	17.090	17.155	17.220	17.284	17.349	17.413	17.478	17.542
20	17.607											

別表第5 支給率 (利率 1.4%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.498	0.580	0.663	0.745	0.828	0.910
1	0.992	1.074	1.156	1.238	1.320	1.401	1.483	1.564	1.646	1.727	1.808	1.889
2	1.970	2.051	2.132	2.213	2.293	2.374	2.454	2.535	2.615	2.695	2.775	2.855
3	2.935	3.015	3.094	3.174	3.254	3.333	3.412	3.491	3.571	3.650	3.729	3.808
4	3.886	3.965	4.044	4.122	4.201	4.279	4.357	4.435	4.513	4.591	4.669	4.747
5	4.825	4.902	4.980	5.057	5.134	5.212	5.289	5.366	5.443	5.520	5.597	5.673
6	5.750	5.826	5.903	5.979	6.055	6.132	6.208	6.284	6.360	6.435	6.511	6.587
7	6.662	6.738	6.813	6.889	6.964	7.039	7.114	7.189	7.264	7.339	7.413	7.488
8	7.562	7.637	7.711	7.785	7.860	7.934	8.008	8.082	8.155	8.229	8.303	8.376
9	8.450	8.523	8.597	8.670	8.743	8.816	8.889	8.962	9.035	9.107	9.180	9.253
10	9.325	9.398	9.470	9.542	9.614	9.686	9.758	9.830	9.902	9.974	10.045	10.117
11	10.188	10.260	10.331	10.402	10.473	10.544	10.615	10.686	10.757	10.828	10.899	10.969
12	11.040	11.110	11.180	11.251	11.321	11.391	11.461	11.531	11.601	11.670	11.740	11.810
13	11.879	11.949	12.018	12.087	12.156	12.225	12.295	12.363	12.432	12.501	12.570	12.638
14	12.707	12.776	12.844	12.912	12.980	13.049	13.117	13.185	13.253	13.320	13.388	13.456
15	13.524	13.591	13.659	13.726	13.793	13.860	13.928	13.995	14.062	14.128	14.195	14.262
16	14.329	14.395	14.462	14.528	14.595	14.661	14.727	14.793	14.859	14.925	14.991	15.057
17	15.123	15.189	15.254	15.320	15.385	15.450	15.516	15.581	15.646	15.711	15.776	15.841
18	15.906	15.971	16.035	16.100	16.165	16.229	16.293	16.358	16.422	16.486	16.550	16.614
19	16.678	16.742	16.806	16.870	16.933	16.997	17.060	17.124	17.187	17.251	17.314	17.377
20	17.440											

別表第5 支給率 (利率 1.5%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.498	0.580	0.663	0.745	0.827	0.909
1	0.991	1.073	1.155	1.237	1.319	1.400	1.482	1.563	1.644	1.725	1.806	1.887
2	1.968	2.049	2.129	2.210	2.290	2.371	2.451	2.531	2.611	2.691	2.771	2.851
3	2.930	3.010	3.089	3.169	3.248	3.327	3.406	3.485	3.564	3.643	3.721	3.800
4	3.878	3.957	4.035	4.113	4.191	4.269	4.347	4.425	4.503	4.580	4.658	4.735
5	4.812	4.890	4.967	5.044	5.121	5.198	5.274	5.351	5.427	5.504	5.580	5.657
6	5.733	5.809	5.885	5.961	6.036	6.112	6.188	6.263	6.339	6.414	6.489	6.564
7	6.639	6.714	6.789	6.864	6.939	7.013	7.088	7.162	7.236	7.311	7.385	7.459
8	7.533	7.606	7.680	7.754	7.827	7.901	7.974	8.048	8.121	8.194	8.267	8.340
9	8.413	8.485	8.558	8.631	8.703	8.775	8.848	8.920	8.992	9.064	9.136	9.208
10	9.280	9.351	9.423	9.494	9.566	9.637	9.708	9.779	9.851	9.922	9.992	10.063
11	10.134	10.204	10.275	10.345	10.416	10.486	10.556	10.626	10.696	10.766	10.836	10.906
12	10.975	11.045	11.115	11.184	11.253	11.322	11.392	11.461	11.530	11.599	11.667	11.736
13	11.805	11.873	11.942	12.010	12.078	12.146	12.215	12.283	12.351	12.418	12.486	12.554
14	12.622	12.689	12.757	12.824	12.891	12.958	13.025	13.092	13.159	13.226	13.293	13.360
15	13.426	13.493	13.559	13.626	13.692	13.758	13.824	13.890	13.956	14.022	14.088	14.154
16	14.219	14.285	14.350	14.416	14.481	14.546	14.611	14.676	14.741	14.806	14.871	14.936
17	15.001	15.065	15.130	15.194	15.258	15.323	15.387	15.451	15.515	15.579	15.643	15.707
18	15.770	15.834	15.897	15.961	16.024	16.088	16.151	16.214	16.277	16.340	16.403	16.466
19	16.529	16.591	16.654	16.716	16.779	16.841	16.903	16.966	17.028	17.090	17.152	17.214
20	17.276											

別表第5 支給率 (利率 1.6%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.497	0.580	0.662	0.745	0.827	0.909
1	0.991	1.073	1.154	1.236	1.318	1.399	1.480	1.562	1.643	1.724	1.805	1.885
2	1.966	2.047	2.127	2.207	2.288	2.368	2.448	2.528	2.608	2.687	2.767	2.846
3	2.926	3.005	3.084	3.163	3.242	3.321	3.400	3.479	3.557	3.636	3.714	3.792
4	3.871	3.949	4.027	4.104	4.182	4.260	4.337	4.415	4.492	4.569	4.646	4.723
5	4.800	4.877	4.954	5.031	5.107	5.183	5.260	5.336	5.412	5.488	5.564	5.640
6	5.716	5.791	5.867	5.942	6.017	6.093	6.168	6.243	6.318	6.392	6.467	6.542
7	6.616	6.691	6.765	6.839	6.913	6.987	7.061	7.135	7.209	7.283	7.356	7.430
8	7.503	7.576	7.649	7.722	7.795	7.868	7.941	8.014	8.086	8.159	8.231	8.303
9	8.376	8.448	8.520	8.592	8.663	8.735	8.807	8.878	8.950	9.021	9.092	9.163
10	9.234	9.305	9.376	9.447	9.518	9.588	9.659	9.729	9.800	9.870	9.940	10.010
11	10.080	10.150	10.219	10.289	10.359	10.428	10.498	10.567	10.636	10.705	10.774	10.843
12	10.912	10.981	11.049	11.118	11.186	11.255	11.323	11.391	11.459	11.527	11.595	11.663
13	11.731	11.799	11.866	11.934	12.001	12.068	12.135	12.203	12.270	12.337	12.403	12.470
14	12.537	12.604	12.670	12.736	12.803	12.869	12.935	13.001	13.067	13.133	13.199	13.265
15	13.330	13.396	13.461	13.527	13.592	13.657	13.722	13.787	13.852	13.917	13.982	14.047
16	14.111	14.176	14.240	14.304	14.369	14.433	14.497	14.561	14.625	14.689	14.752	14.816
17	14.880	14.943	15.007	15.070	15.133	15.196	15.259	15.322	15.385	15.448	15.511	15.574
18	15.636	15.699	15.761	15.823	15.886	15.948	16.010	16.072	16.134	16.196	16.257	16.319
19	16.381	16.442	16.504	16.565	16.626	16.687	16.749	16.810	16.871	16.931	16.992	17.053
20	17.114											

別表第5 支給率 (利率 1.7%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.497	0.580	0.662	0.744	0.826	0.908
1	0.990	1.072	1.154	1.235	1.317	1.398	1.479	1.560	1.641	1.722	1.803	1.883
2	1.964	2.044	2.125	2.205	2.285	2.365	2.445	2.524	2.604	2.683	2.763	2.842
3	2.921	3.000	3.079	3.158	3.237	3.315	3.394	3.472	3.551	3.629	3.707	3.785
4	3.863	3.940	4.018	4.096	4.173	4.250	4.327	4.405	4.482	4.558	4.635	4.712
5	4.788	4.865	4.941	5.017	5.093	5.169	5.245	5.321	5.397	5.472	5.548	5.623
6	5.699	5.774	5.849	5.924	5.999	6.073	6.148	6.222	6.297	6.371	6.445	6.520
7	6.594	6.667	6.741	6.815	6.888	6.962	7.035	7.109	7.182	7.255	7.328	7.401
8	7.474	7.546	7.619	7.691	7.764	7.836	7.908	7.980	8.052	8.124	8.196	8.267
9	8.339	8.410	8.482	8.553	8.624	8.695	8.766	8.837	8.908	8.978	9.049	9.119
10	9.190	9.260	9.330	9.400	9.470	9.540	9.610	9.679	9.749	9.818	9.888	9.957
11	10.026	10.095	10.164	10.233	10.302	10.371	10.439	10.508	10.576	10.645	10.713	10.781
12	10.849	10.917	10.985	11.052	11.120	11.188	11.255	11.322	11.390	11.457	11.524	11.591
13	11.658	11.725	11.791	11.858	11.924	11.991	12.057	12.123	12.189	12.256	12.321	12.387
14	12.453	12.519	12.584	12.650	12.715	12.781	12.846	12.911	12.976	13.041	13.106	13.171
15	13.235	13.300	13.364	13.429	13.493	13.557	13.621	13.685	13.749	13.813	13.877	13.941
16	14.004	14.068	14.131	14.194	14.258	14.321	14.384	14.447	14.510	14.572	14.635	14.698
17	14.760	14.823	14.885	14.947	15.010	15.072	15.134	15.196	15.257	15.319	15.381	15.442
18	15.504	15.565	15.627	15.688	15.749	15.810	15.871	15.932	15.993	16.053	16.114	16.174
19	16.235	16.295	16.356	16.416	16.476	16.536	16.596	16.656	16.715	16.775	16.835	16.894
20	16.954											

別表第5 支給率 (利率 1.8%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.415	0.497	0.579	0.662	0.744	0.826	0.908
1	0.990	1.071	1.153	1.234	1.316	1.397	1.478	1.559	1.640	1.720	1.801	1.881
2	1.962	2.042	2.122	2.202	2.282	2.362	2.441	2.521	2.600	2.680	2.759	2.838
3	2.917	2.996	3.074	3.153	3.231	3.310	3.388	3.466	3.544	3.622	3.700	3.777
4	3.855	3.932	4.010	4.087	4.164	4.241	4.318	4.394	4.471	4.548	4.624	4.700
5	4.776	4.852	4.928	5.004	5.080	5.156	5.231	5.306	5.382	5.457	5.532	5.607
6	5.682	5.756	5.831	5.905	5.980	6.054	6.128	6.202	6.276	6.350	6.424	6.497
7	6.571	6.644	6.717	6.791	6.864	6.937	7.009	7.082	7.155	7.227	7.300	7.372
8	7.444	7.516	7.588	7.660	7.732	7.804	7.875	7.947	8.018	8.089	8.160	8.231
9	8.302	8.373	8.444	8.514	8.585	8.655	8.726	8.796	8.866	8.936	9.006	9.075
10	9.145	9.215	9.284	9.354	9.423	9.492	9.561	9.630	9.699	9.768	9.836	9.905
11	9.973	10.041	10.110	10.178	10.246	10.314	10.382	10.449	10.517	10.584	10.652	10.719
12	10.786	10.854	10.921	10.988	11.054	11.121	11.188	11.254	11.321	11.387	11.453	11.519
13	11.585	11.651	11.717	11.783	11.849	11.914	11.980	12.045	12.110	12.175	12.240	12.305
14	12.370	12.435	12.500	12.564	12.629	12.693	12.757	12.822	12.886	12.950	13.014	13.077
15	13.141	13.205	13.268	13.332	13.395	13.458	13.521	13.585	13.647	13.710	13.773	13.836
16	13.898	13.961	14.023	14.086	14.148	14.210	14.272	14.334	14.396	14.458	14.519	14.581
17	14.642	14.704	14.765	14.826	14.887	14.948	15.009	15.070	15.131	15.192	15.252	15.313
18	15.373	15.433	15.494	15.554	15.614	15.674	15.734	15.793	15.853	15.913	15.972	16.032
19	16.091	16.150	16.209	16.268	16.327	16.386	16.445	16.504	16.562	16.621	16.679	16.738
20	16.796											

別表第5 支給率 (利率 1.9%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.414	0.497	0.579	0.661	0.744	0.826	0.907
1	0.989	1.071	1.152	1.233	1.315	1.396	1.477	1.558	1.638	1.719	1.799	1.880
2	1.960	2.040	2.120	2.200	2.279	2.359	2.438	2.518	2.597	2.676	2.755	2.834
3	2.912	2.991	3.069	3.148	3.226	3.304	3.382	3.460	3.537	3.615	3.693	3.770
4	3.847	3.924	4.001	4.078	4.155	4.231	4.308	4.384	4.461	4.537	4.613	4.689
5	4.764	4.840	4.916	4.991	5.066	5.142	5.217	5.292	5.367	5.441	5.516	5.590
6	5.665	5.739	5.813	5.887	5.961	6.035	6.109	6.182	6.256	6.329	6.402	6.475
7	6.548	6.621	6.694	6.766	6.839	6.911	6.984	7.056	7.128	7.200	7.272	7.344
8	7.415	7.487	7.558	7.629	7.701	7.772	7.843	7.913	7.984	8.055	8.125	8.196
9	8.266	8.336	8.406	8.476	8.546	8.616	8.685	8.755	8.824	8.894	8.963	9.032
10	9.101	9.170	9.239	9.307	9.376	9.444	9.513	9.581	9.649	9.717	9.785	9.853
11	9.920	9.988	10.055	10.123	10.190	10.257	10.324	10.391	10.458	10.525	10.592	10.658
12	10.725	10.791	10.857	10.923	10.989	11.055	11.121	11.187	11.252	11.318	11.383	11.448
13	11.514	11.579	11.644	11.709	11.773	11.838	11.903	11.967	12.032	12.096	12.160	12.224
14	12.288	12.352	12.416	12.479	12.543	12.606	12.670	12.733	12.796	12.859	12.922	12.985
15	13.048	13.111	13.173	13.236	13.298	13.360	13.423	13.485	13.547	13.609	13.671	13.732
16	13.794	13.855	13.917	13.978	14.039	14.100	14.162	14.222	14.283	14.344	14.405	14.465
17	14.526	14.586	14.646	14.707	14.767	14.827	14.887	14.946	15.006	15.066	15.125	15.185
18	15.244	15.303	15.362	15.421	15.480	15.539	15.598	15.657	15.715	15.774	15.832	15.891
19	15.949	16.007	16.065	16.123	16.181	16.239	16.296	16.354	16.411	16.469	16.526	16.583
20	16.641											

別表第5 支給率 (利率 2.0%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.414	0.497	0.579	0.661	0.743	0.825	0.907
1	0.989	1.070	1.151	1.233	1.314	1.395	1.476	1.556	1.637	1.717	1.797	1.878
2	1.958	2.038	2.117	2.197	2.276	2.356	2.435	2.514	2.593	2.672	2.751	2.829
3	2.908	2.986	3.064	3.142	3.220	3.298	3.376	3.453	3.531	3.608	3.685	3.762
4	3.839	3.916	3.993	4.069	4.146	4.222	4.298	4.374	4.450	4.526	4.602	4.677
5	4.753	4.828	4.903	4.978	5.053	5.128	5.202	5.277	5.351	5.426	5.500	5.574
6	5.648	5.722	5.795	5.869	5.942	6.016	6.089	6.162	6.235	6.308	6.381	6.453
7	6.526	6.598	6.670	6.742	6.814	6.886	6.958	7.030	7.101	7.173	7.244	7.315
8	7.386	7.457	7.528	7.599	7.669	7.740	7.810	7.880	7.951	8.021	8.091	8.160
9	8.230	8.300	8.369	8.438	8.508	8.577	8.646	8.714	8.783	8.852	8.920	8.989
10	9.057	9.125	9.193	9.261	9.329	9.397	9.465	9.532	9.600	9.667	9.734	9.801
11	9.868	9.935	10.002	10.068	10.135	10.201	10.268	10.334	10.400	10.466	10.532	10.597
12	10.663	10.729	10.794	10.859	10.925	10.990	11.055	11.120	11.184	11.249	11.314	11.378
13	11.443	11.507	11.571	11.635	11.699	11.763	11.827	11.890	11.954	12.017	12.080	12.144
14	12.207	12.270	12.333	12.395	12.458	12.521	12.583	12.646	12.708	12.770	12.832	12.894
15	12.956	13.018	13.079	13.141	13.202	13.264	13.325	13.386	13.447	13.508	13.569	13.630
16	13.690	13.751	13.811	13.872	13.932	13.992	14.052	14.112	14.172	14.232	14.291	14.351
17	14.411	14.470	14.529	14.588	14.647	14.706	14.765	14.824	14.883	14.941	15.000	15.058
18	15.116	15.175	15.233	15.291	15.349	15.407	15.464	15.522	15.579	15.637	15.694	15.751
19	15.809	15.866	15.923	15.980	16.036	16.093	16.150	16.206	16.262	16.319	16.375	16.431
20	16.487											

別表第5 支給率 (利率 2.1%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.414	0.497	0.579	0.661	0.743	0.825	0.906
1	0.988	1.069	1.151	1.232	1.313	1.394	1.474	1.555	1.635	1.716	1.796	1.876
2	1.956	2.035	2.115	2.194	2.274	2.353	2.432	2.511	2.590	2.668	2.747	2.825
3	2.903	2.981	3.059	3.137	3.215	3.292	3.370	3.447	3.524	3.601	3.678	3.755
4	3.832	3.908	3.984	4.061	4.137	4.213	4.289	4.364	4.440	4.515	4.591	4.666
5	4.741	4.816	4.890	4.965	5.040	5.114	5.188	5.262	5.336	5.410	5.484	5.558
6	5.631	5.705	5.778	5.851	5.924	5.997	6.070	6.142	6.215	6.287	6.359	6.431
7	6.503	6.575	6.647	6.719	6.790	6.861	6.933	7.004	7.075	7.146	7.216	7.287
8	7.358	7.428	7.498	7.568	7.638	7.708	7.778	7.848	7.917	7.987	8.056	8.125
9	8.194	8.263	8.332	8.401	8.469	8.538	8.606	8.674	8.742	8.810	8.878	8.946
10	9.014	9.081	9.149	9.216	9.283	9.350	9.417	9.484	9.551	9.617	9.684	9.750
11	9.816	9.882	9.948	10.014	10.080	10.146	10.211	10.277	10.342	10.407	10.472	10.537
12	10.602	10.667	10.732	10.796	10.861	10.925	10.989	11.053	11.117	11.181	11.245	11.309
13	11.372	11.436	11.499	11.562	11.625	11.688	11.751	11.814	11.877	11.939	12.002	12.064
14	12.126	12.188	12.250	12.312	12.374	12.436	12.497	12.559	12.620	12.682	12.743	12.804
15	12.865	12.926	12.986	13.047	13.108	13.168	13.228	13.289	13.349	13.409	13.469	13.528
16	13.588	13.648	13.707	13.767	13.826	13.885	13.944	14.003	14.062	14.121	14.180	14.238
17	14.297	14.355	14.413	14.471	14.530	14.588	14.645	14.703	14.761	14.818	14.876	14.933
18	14.991	15.048	15.105	15.162	15.219	15.275	15.332	15.389	15.445	15.502	15.558	15.614
19	15.670	15.726	15.782	15.838	15.894	15.949	16.005	16.060	16.116	16.171	16.226	16.281
20	16.336											

別表第5 支給率 (利率 2.2%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.332	0.414	0.496	0.579	0.661	0.743	0.824	0.906
1	0.987	1.069	1.150	1.231	1.312	1.393	1.473	1.554	1.634	1.714	1.794	1.874
2	1.954	2.033	2.113	2.192	2.271	2.350	2.429	2.508	2.586	2.664	2.743	2.821
3	2.899	2.977	3.054	3.132	3.209	3.287	3.364	3.441	3.518	3.595	3.671	3.748
4	3.824	3.900	3.976	4.052	4.128	4.203	4.279	4.354	4.429	4.505	4.580	4.654
5	4.729	4.804	4.878	4.952	5.026	5.100	5.174	5.248	5.322	5.395	5.468	5.542
6	5.615	5.688	5.760	5.833	5.906	5.978	6.050	6.122	6.194	6.266	6.338	6.410
7	6.481	6.553	6.624	6.695	6.766	6.837	6.907	6.978	7.048	7.119	7.189	7.259
8	7.329	7.399	7.469	7.538	7.608	7.677	7.746	7.815	7.884	7.953	8.022	8.090
9	8.159	8.227	8.295	8.363	8.431	8.499	8.567	8.634	8.702	8.769	8.836	8.903
10	8.970	9.037	9.104	9.171	9.237	9.304	9.370	9.436	9.502	9.568	9.634	9.699
11	9.765	9.830	9.895	9.961	10.026	10.091	10.155	10.220	10.285	10.349	10.414	10.478
12	10.542	10.606	10.670	10.734	10.797	10.861	10.924	10.988	11.051	11.114	11.177	11.240
13	11.302	11.365	11.428	11.490	11.552	11.614	11.677	11.738	11.800	11.862	11.924	11.985
14	12.047	12.108	12.169	12.230	12.291	12.352	12.413	12.473	12.534	12.594	12.654	12.715
15	12.775	12.835	12.894	12.954	13.014	13.073	13.133	13.192	13.251	13.310	13.369	13.428
16	13.487	13.546	13.604	13.663	13.721	13.779	13.837	13.896	13.953	14.011	14.069	14.127
17	14.184	14.242	14.299	14.356	14.413	14.470	14.527	14.584	14.640	14.697	14.754	14.810
18	14.866	14.922	14.978	15.034	15.090	15.146	15.202	15.257	15.313	15.368	15.423	15.479
19	15.534	15.589	15.643	15.698	15.753	15.807	15.862	15.916	15.971	16.025	16.079	16.133
20	16.187											

別表第5 支給率 (利率 2.3%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.414	0.496	0.578	0.660	0.742	0.824	0.905
1	0.987	1.068	1.149	1.230	1.311	1.391	1.472	1.552	1.632	1.712	1.792	1.872
2	1.952	2.031	2.110	2.189	2.268	2.347	2.426	2.504	2.583	2.661	2.739	2.817
3	2.894	2.972	3.050	3.127	3.204	3.281	3.358	3.435	3.511	3.588	3.664	3.740
4	3.816	3.892	3.968	4.043	4.119	4.194	4.269	4.344	4.419	4.494	4.569	4.643
5	4.717	4.791	4.865	4.939	5.013	5.087	5.160	5.234	5.307	5.380	5.453	5.525
6	5.598	5.671	5.743	5.815	5.887	5.959	6.031	6.103	6.174	6.246	6.317	6.388
7	6.459	6.530	6.601	6.671	6.742	6.812	6.882	6.952	7.022	7.092	7.162	7.231
8	7.301	7.370	7.439	7.508	7.577	7.646	7.714	7.783	7.851	7.919	7.988	8.056
9	8.123	8.191	8.259	8.326	8.393	8.461	8.528	8.595	8.662	8.728	8.795	8.861
10	8.928	8.994	9.060	9.126	9.192	9.257	9.323	9.388	9.454	9.519	9.584	9.649
11	9.714	9.778	9.843	9.907	9.972	10.036	10.100	10.164	10.228	10.292	10.355	10.419
12	10.482	10.545	10.609	10.672	10.734	10.797	10.860	10.922	10.985	11.047	11.109	11.171
13	11.233	11.295	11.357	11.418	11.480	11.541	11.603	11.664	11.725	11.786	11.846	11.907
14	11.968	12.028	12.088	12.149	12.209	12.269	12.329	12.388	12.448	12.507	12.567	12.626
15	12.685	12.744	12.803	12.862	12.921	12.980	13.038	13.097	13.155	13.213	13.271	13.329
16	13.387	13.445	13.502	13.560	13.617	13.675	13.732	13.789	13.846	13.903	13.960	14.016
17	14.073	14.129	14.186	14.242	14.298	14.354	14.410	14.466	14.522	14.577	14.633	14.688
18	14.743	14.799	14.854	14.909	14.963	15.018	15.073	15.127	15.182	15.236	15.291	15.345
19	15.399	15.453	15.507	15.560	15.614	15.667	15.721	15.774	15.827	15.881	15.934	15.987
20	16.039											

別表第5 支給率 (利率 2.4%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.414	0.496	0.578	0.660	0.742	0.824	0.905
1	0.986	1.067	1.148	1.229	1.310	1.390	1.471	1.551	1.631	1.711	1.791	1.870
2	1.949	2.029	2.108	2.187	2.265	2.344	2.423	2.501	2.579	2.657	2.735	2.813
3	2.890	2.967	3.045	3.122	3.199	3.275	3.352	3.429	3.505	3.581	3.657	3.733
4	3.809	3.884	3.960	4.035	4.110	4.185	4.260	4.334	4.409	4.483	4.558	4.632
5	4.706	4.779	4.853	4.927	5.000	5.073	5.146	5.219	5.292	5.365	5.437	5.509
6	5.582	5.654	5.726	5.797	5.869	5.941	6.012	6.083	6.154	6.225	6.296	6.367
7	6.437	6.507	6.578	6.648	6.718	6.788	6.857	6.927	6.996	7.065	7.135	7.204
8	7.272	7.341	7.410	7.478	7.547	7.615	7.683	7.751	7.819	7.886	7.954	8.021
9	8.088	8.155	8.222	8.289	8.356	8.423	8.489	8.555	8.622	8.688	8.754	8.819
10	8.885	8.951	9.016	9.081	9.146	9.211	9.276	9.341	9.406	9.470	9.535	9.599
11	9.663	9.727	9.791	9.855	9.918	9.982	10.045	10.108	10.172	10.235	10.297	10.360
12	10.423	10.485	10.548	10.610	10.672	10.734	10.796	10.858	10.919	10.981	11.042	11.104
13	11.165	11.226	11.287	11.348	11.408	11.469	11.529	11.590	11.650	11.710	11.770	11.830
14	11.889	11.949	12.009	12.068	12.127	12.186	12.245	12.304	12.363	12.422	12.480	12.539
15	12.597	12.655	12.713	12.771	12.829	12.887	12.945	13.002	13.060	13.117	13.174	13.231
16	13.288	13.345	13.402	13.458	13.515	13.571	13.628	13.684	13.740	13.796	13.852	13.907
17	13.963	14.019	14.074	14.129	14.184	14.239	14.294	14.349	14.404	14.459	14.513	14.568
18	14.622	14.676	14.730	14.784	14.838	14.892	14.946	14.999	15.053	15.106	15.159	15.213
19	15.266	15.319	15.371	15.424	15.477	15.529	15.582	15.634	15.686	15.738	15.790	15.842
20	15.894											

別表第5 支給率 (利率 2.5%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.414	0.496	0.578	0.660	0.742	0.823	0.905
1	0.986	1.067	1.148	1.228	1.309	1.389	1.470	1.550	1.629	1.709	1.789	1.868
2	1.947	2.026	2.105	2.184	2.263	2.341	2.419	2.498	2.575	2.653	2.731	2.808
3	2.886	2.963	3.040	3.117	3.193	3.270	3.346	3.422	3.498	3.574	3.650	3.726
4	3.801	3.876	3.951	4.026	4.101	4.176	4.250	4.325	4.399	4.473	4.547	4.620
5	4.694	4.767	4.841	4.914	4.987	5.060	5.132	5.205	5.277	5.349	5.422	5.493
6	5.565	5.637	5.708	5.780	5.851	5.922	5.993	6.064	6.134	6.205	6.275	6.345
7	6.415	6.485	6.555	6.624	6.694	6.763	6.832	6.901	6.970	7.039	7.108	7.176
8	7.244	7.313	7.381	7.449	7.516	7.584	7.651	7.719	7.786	7.853	7.920	7.987
9	8.053	8.120	8.186	8.253	8.319	8.385	8.451	8.516	8.582	8.647	8.713	8.778
10	8.843	8.908	8.972	9.037	9.102	9.166	9.230	9.294	9.358	9.422	9.486	9.549
11	9.613	9.676	9.739	9.802	9.865	9.928	9.991	10.053	10.116	10.178	10.240	10.302
12	10.364	10.426	10.488	10.549	10.610	10.672	10.733	10.794	10.855	10.916	10.976	11.037
13	11.097	11.157	11.217	11.277	11.337	11.397	11.457	11.516	11.576	11.635	11.694	11.753
14	11.812	11.871	11.930	11.988	12.047	12.105	12.163	12.221	12.279	12.337	12.395	12.452
15	12.510	12.567	12.624	12.681	12.738	12.795	12.852	12.909	12.965	13.022	13.078	13.134
16	13.190	13.246	13.302	13.358	13.413	13.469	13.524	13.580	13.635	13.690	13.745	13.800
17	13.854	13.909	13.963	14.018	14.072	14.126	14.180	14.234	14.288	14.342	14.395	14.449
18	14.502	14.555	14.609	14.662	14.715	14.767	14.820	14.873	14.925	14.978	15.030	15.082
19	15.134	15.186	15.238	15.290	15.341	15.393	15.444	15.496	15.547	15.598	15.649	15.700
20	15.751											

別表第5 支給率 (利率 2.6%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.414	0.496	0.578	0.660	0.741	0.823	0.904
1	0.985	1.066	1.147	1.228	1.308	1.388	1.468	1.548	1.628	1.708	1.787	1.866
2	1.945	2.024	2.103	2.182	2.260	2.338	2.416	2.494	2.572	2.650	2.727	2.804
3	2.881	2.958	3.035	3.111	3.188	3.264	3.340	3.416	3.492	3.568	3.643	3.718
4	3.793	3.868	3.943	4.018	4.092	4.167	4.241	4.315	4.389	4.462	4.536	4.609
5	4.682	4.755	4.828	4.901	4.974	5.046	5.118	5.191	5.263	5.334	5.406	5.478
6	5.549	5.620	5.691	5.762	5.833	5.903	5.974	6.044	6.114	6.184	6.254	6.324
7	6.393	6.463	6.532	6.601	6.670	6.739	6.808	6.876	6.945	7.013	7.081	7.149
8	7.217	7.284	7.352	7.419	7.486	7.553	7.620	7.687	7.754	7.820	7.887	7.953
9	8.019	8.085	8.151	8.216	8.282	8.347	8.412	8.477	8.542	8.607	8.672	8.736
10	8.801	8.865	8.929	8.993	9.057	9.121	9.184	9.248	9.311	9.374	9.437	9.500
11	9.563	9.626	9.688	9.751	9.813	9.875	9.937	9.999	10.060	10.122	10.183	10.245
12	10.306	10.367	10.428	10.489	10.549	10.610	10.670	10.730	10.791	10.851	10.910	10.970
13	11.030	11.089	11.149	11.208	11.267	11.326	11.385	11.444	11.502	11.561	11.619	11.677
14	11.735	11.793	11.851	11.909	11.967	12.024	12.082	12.139	12.196	12.253	12.310	12.367
15	12.423	12.480	12.536	12.592	12.649	12.705	12.761	12.816	12.872	12.928	12.983	13.038
16	13.094	13.149	13.204	13.259	13.313	13.368	13.422	13.477	13.531	13.585	13.639	13.693
17	13.747	13.801	13.854	13.908	13.961	14.014	14.067	14.120	14.173	14.226	14.279	14.331
18	14.384	14.436	14.488	14.540	14.592	14.644	14.696	14.748	14.799	14.851	14.902	14.953
19	15.004	15.055	15.106	15.157	15.208	15.258	15.309	15.359	15.409	15.460	15.510	15.560
20	15.609											

別表第5 支給率 (利率 2.7%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.413	0.496	0.578	0.659	0.741	0.822	0.904
1	0.985	1.065	1.146	1.227	1.307	1.387	1.467	1.547	1.627	1.706	1.785	1.864
2	1.943	2.022	2.101	2.179	2.257	2.335	2.413	2.491	2.568	2.646	2.723	2.800
3	2.877	2.954	3.030	3.106	3.183	3.259	3.334	3.410	3.486	3.561	3.636	3.711
4	3.786	3.860	3.935	4.009	4.083	4.157	4.231	4.305	4.378	4.452	4.525	4.598
5	4.671	4.744	4.816	4.889	4.961	5.033	5.105	5.176	5.248	5.319	5.391	5.462
6	5.533	5.603	5.674	5.745	5.815	5.885	5.955	6.025	6.095	6.164	6.234	6.303
7	6.372	6.441	6.510	6.578	6.647	6.715	6.783	6.851	6.919	6.987	7.054	7.122
8	7.189	7.256	7.323	7.390	7.457	7.523	7.589	7.656	7.722	7.788	7.853	7.919
9	7.985	8.050	8.115	8.180	8.245	8.310	8.374	8.439	8.503	8.568	8.632	8.695
10	8.759	8.823	8.886	8.950	9.013	9.076	9.139	9.202	9.264	9.327	9.389	9.451
11	9.514	9.576	9.637	9.699	9.761	9.822	9.883	9.944	10.005	10.066	10.127	10.188
12	10.248	10.308	10.369	10.429	10.489	10.548	10.608	10.668	10.727	10.786	10.845	10.904
13	10.963	11.022	11.081	11.139	11.197	11.256	11.314	11.372	11.430	11.487	11.545	11.602
14	11.660	11.717	11.774	11.831	11.888	11.944	12.001	12.057	12.114	12.170	12.226	12.282
15	12.338	12.393	12.449	12.504	12.560	12.615	12.670	12.725	12.780	12.835	12.889	12.944
16	12.998	13.052	13.106	13.160	13.214	13.268	13.322	13.375	13.428	13.482	13.535	13.588
17	13.641	13.694	13.746	13.799	13.851	13.904	13.956	14.008	14.060	14.112	14.164	14.215
18	14.267	14.318	14.370	14.421	14.472	14.523	14.574	14.624	14.675	14.725	14.776	14.826
19	14.876	14.926	14.976	15.026	15.076	15.126	15.175	15.224	15.274	15.323	15.372	15.421
20	15.470											

別表第5 支給率 (利率 2.8%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.413	0.495	0.577	0.659	0.741	0.822	0.903
1	0.984	1.065	1.145	1.226	1.306	1.386	1.466	1.546	1.625	1.704	1.784	1.863
2	1.941	2.020	2.098	2.177	2.255	2.332	2.410	2.488	2.565	2.642	2.719	2.796
3	2.872	2.949	3.025	3.101	3.177	3.253	3.329	3.404	3.479	3.554	3.629	3.704
4	3.778	3.853	3.927	4.001	4.075	4.148	4.222	4.295	4.368	4.441	4.514	4.587
5	4.659	4.732	4.804	4.876	4.948	5.019	5.091	5.162	5.233	5.304	5.375	5.446
6	5.517	5.587	5.657	5.727	5.797	5.867	5.936	6.006	6.075	6.144	6.213	6.282
7	6.350	6.419	6.487	6.555	6.623	6.691	6.759	6.826	6.894	6.961	7.028	7.095
8	7.161	7.228	7.294	7.361	7.427	7.493	7.559	7.624	7.690	7.755	7.820	7.886
9	7.950	8.015	8.080	8.144	8.209	8.273	8.337	8.401	8.464	8.528	8.591	8.655
10	8.718	8.781	8.844	8.907	8.969	9.032	9.094	9.156	9.218	9.280	9.342	9.403
11	9.465	9.526	9.587	9.648	9.709	9.770	9.830	9.891	9.951	10.011	10.071	10.131
12	10.191	10.250	10.310	10.369	10.428	10.488	10.546	10.605	10.664	10.722	10.781	10.839
13	10.897	10.955	11.013	11.071	11.128	11.186	11.243	11.300	11.358	11.414	11.471	11.528
14	11.585	11.641	11.697	11.753	11.809	11.865	11.921	11.977	12.032	12.088	12.143	12.198
15	12.253	12.308	12.363	12.417	12.472	12.526	12.580	12.635	12.689	12.742	12.796	12.850
16	12.903	12.957	13.010	13.063	13.116	13.169	13.222	13.274	13.327	13.379	13.432	13.484
17	13.536	13.588	13.640	13.691	13.743	13.794	13.846	13.897	13.948	13.999	14.050	14.101
18	14.151	14.202	14.252	14.303	14.353	14.403	14.453	14.503	14.552	14.602	14.651	14.701
19	14.750	14.799	14.848	14.897	14.946	14.994	15.043	15.092	15.140	15.188	15.236	15.284
20	15.332											

別表第5 支給率 (利率 2.9%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.249	0.331	0.413	0.495	0.577	0.659	0.740	0.822	0.903
1	0.983	1.064	1.145	1.225	1.305	1.385	1.465	1.544	1.624	1.703	1.782	1.861
2	1.939	2.018	2.096	2.174	2.252	2.330	2.407	2.484	2.561	2.638	2.715	2.792
3	2.868	2.944	3.020	3.096	3.172	3.247	3.323	3.398	3.473	3.548	3.622	3.697
4	3.771	3.845	3.919	3.992	4.066	4.139	4.213	4.286	4.358	4.431	4.504	4.576
5	4.648	4.720	4.792	4.863	4.935	5.006	5.077	5.148	5.219	5.290	5.360	5.430
6	5.501	5.570	5.640	5.710	5.779	5.849	5.918	5.987	6.055	6.124	6.193	6.261
7	6.329	6.397	6.465	6.532	6.600	6.667	6.734	6.801	6.868	6.935	7.002	7.068
8	7.134	7.200	7.266	7.332	7.397	7.463	7.528	7.593	7.658	7.723	7.788	7.852
9	7.917	7.981	8.045	8.109	8.172	8.236	8.299	8.363	8.426	8.489	8.552	8.614
10	8.677	8.739	8.802	8.864	8.926	8.987	9.049	9.111	9.172	9.233	9.294	9.355
11	9.416	9.477	9.537	9.597	9.658	9.718	9.778	9.837	9.897	9.956	10.016	10.075
12	10.134	10.193	10.252	10.310	10.369	10.427	10.485	10.544	10.601	10.659	10.717	10.775
13	10.832	10.889	10.946	11.003	11.060	11.117	11.173	11.230	11.286	11.342	11.398	11.454
14	11.510	11.566	11.621	11.677	11.732	11.787	11.842	11.897	11.952	12.006	12.061	12.115
15	12.169	12.223	12.277	12.331	12.385	12.438	12.492	12.545	12.598	12.651	12.704	12.757
16	12.810	12.862	12.915	12.967	13.019	13.071	13.123	13.175	13.227	13.278	13.330	13.381
17	13.432	13.483	13.534	13.585	13.636	13.686	13.737	13.787	13.837	13.888	13.938	13.987
18	14.037	14.087	14.136	14.186	14.235	14.284	14.333	14.382	14.431	14.480	14.528	14.577
19	14.625	14.673	14.721	14.769	14.817	14.865	14.913	14.960	15.008	15.055	15.102	15.149
20	15.196											

別表第5 支給率 (利率 3.0%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.331	0.413	0.495	0.577	0.659	0.740	0.821	0.902
1	0.983	1.064	1.144	1.224	1.304	1.384	1.464	1.543	1.622	1.701	1.780	1.859
2	1.937	2.016	2.094	2.171	2.249	2.327	2.404	2.481	2.558	2.635	2.711	2.788
3	2.864	2.940	3.016	3.091	3.167	3.242	3.317	3.392	3.466	3.541	3.615	3.689
4	3.763	3.837	3.911	3.984	4.057	4.130	4.203	4.276	4.348	4.421	4.493	4.565
5	4.637	4.708	4.780	4.851	4.922	4.993	5.064	5.134	5.205	5.275	5.345	5.415
6	5.485	5.554	5.623	5.693	5.762	5.830	5.899	5.968	6.036	6.104	6.172	6.240
7	6.308	6.375	6.443	6.510	6.577	6.644	6.710	6.777	6.843	6.909	6.975	7.041
8	7.107	7.172	7.238	7.303	7.368	7.433	7.498	7.562	7.627	7.691	7.755	7.819
9	7.883	7.947	8.010	8.073	8.136	8.199	8.262	8.325	8.388	8.450	8.512	8.574
10	8.636	8.698	8.760	8.821	8.882	8.944	9.005	9.065	9.126	9.187	9.247	9.307
11	9.368	9.428	9.487	9.547	9.607	9.666	9.725	9.784	9.843	9.902	9.961	10.019
12	10.078	10.136	10.194	10.252	10.310	10.367	10.425	10.482	10.540	10.597	10.654	10.710
13	10.767	10.824	10.880	10.936	10.992	11.048	11.104	11.160	11.216	11.271	11.326	11.381
14	11.436	11.491	11.546	11.601	11.655	11.710	11.764	11.818	11.872	11.926	11.979	12.033
15	12.086	12.140	12.193	12.246	12.299	12.351	12.404	12.457	12.509	12.561	12.613	12.665
16	12.717	12.769	12.821	12.872	12.923	12.975	13.026	13.077	13.128	13.178	13.229	13.279
17	13.330	13.380	13.430	13.480	13.530	13.580	13.629	13.679	13.728	13.777	13.827	13.876
18	13.924	13.973	14.022	14.070	14.119	14.167	14.215	14.263	14.311	14.359	14.407	14.454
19	14.502	14.549	14.596	14.644	14.691	14.737	14.784	14.831	14.877	14.924	14.970	15.016
20	15.062											

別表第5 支給率 (利率 3.1%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.331	0.413	0.495	0.577	0.658	0.740	0.821	0.902
1	0.982	1.063	1.143	1.223	1.303	1.383	1.462	1.542	1.621	1.700	1.778	1.857
2	1.935	2.013	2.091	2.169	2.246	2.324	2.401	2.478	2.554	2.631	2.707	2.783
3	2.859	2.935	3.011	3.086	3.161	3.236	3.311	3.386	3.460	3.534	3.608	3.682
4	3.756	3.829	3.903	3.976	4.049	4.121	4.194	4.266	4.338	4.410	4.482	4.554
5	4.625	4.697	4.768	4.839	4.909	4.980	5.050	5.120	5.190	5.260	5.330	5.399
6	5.469	5.538	5.607	5.675	5.744	5.812	5.881	5.949	6.017	6.084	6.152	6.219
7	6.287	6.354	6.420	6.487	6.554	6.620	6.686	6.752	6.818	6.884	6.949	7.015
8	7.080	7.145	7.210	7.275	7.339	7.403	7.468	7.532	7.596	7.659	7.723	7.786
9	7.849	7.913	7.975	8.038	8.101	8.163	8.225	8.288	8.350	8.411	8.473	8.534
10	8.596	8.657	8.718	8.779	8.840	8.900	8.961	9.021	9.081	9.141	9.201	9.260
11	9.320	9.379	9.438	9.497	9.556	9.615	9.673	9.732	9.790	9.848	9.906	9.964
12	10.022	10.079	10.137	10.194	10.251	10.308	10.365	10.422	10.478	10.535	10.591	10.647
13	10.703	10.759	10.814	10.870	10.925	10.981	11.036	11.091	11.146	11.200	11.255	11.309
14	11.364	11.418	11.472	11.526	11.579	11.633	11.686	11.740	11.793	11.846	11.899	11.952
15	12.004	12.057	12.109	12.161	12.213	12.265	12.317	12.369	12.421	12.472	12.523	12.575
16	12.626	12.677	12.727	12.778	12.829	12.879	12.929	12.980	13.030	13.079	13.129	13.179
17	13.228	13.278	13.327	13.376	13.425	13.474	13.523	13.572	13.620	13.669	13.717	13.765
18	13.813	13.861	13.909	13.956	14.004	14.051	14.099	14.146	14.193	14.240	14.287	14.334
19	14.380	14.427	14.473	14.519	14.565	14.611	14.657	14.703	14.749	14.794	14.840	14.885
20	14.930											

別表第5 支給率 (利率 3.2%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.331	0.413	0.495	0.576	0.658	0.739	0.820	0.901
1	0.982	1.062	1.142	1.222	1.302	1.382	1.461	1.540	1.619	1.698	1.777	1.855
2	1.933	2.011	2.089	2.166	2.244	2.321	2.398	2.475	2.551	2.627	2.703	2.779
3	2.855	2.931	3.006	3.081	3.156	3.231	3.305	3.380	3.454	3.528	3.601	3.675
4	3.748	3.822	3.895	3.967	4.040	4.112	4.185	4.257	4.329	4.400	4.472	4.543
5	4.614	4.685	4.756	4.826	4.897	4.967	5.037	5.107	5.176	5.246	5.315	5.384
6	5.453	5.521	5.590	5.658	5.727	5.795	5.862	5.930	5.997	6.065	6.132	6.199
7	6.266	6.332	6.399	6.465	6.531	6.597	6.662	6.728	6.793	6.859	6.924	6.988
8	7.053	7.118	7.182	7.246	7.310	7.374	7.438	7.501	7.565	7.628	7.691	7.754
9	7.816	7.879	7.941	8.003	8.065	8.127	8.189	8.250	8.312	8.373	8.434	8.495
10	8.556	8.616	8.677	8.737	8.797	8.857	8.917	8.976	9.036	9.095	9.154	9.213
11	9.272	9.331	9.389	9.448	9.506	9.564	9.622	9.680	9.738	9.795	9.852	9.910
12	9.967	10.023	10.080	10.137	10.193	10.249	10.306	10.362	10.417	10.473	10.529	10.584
13	10.639	10.694	10.749	10.804	10.859	10.913	10.968	11.022	11.076	11.130	11.184	11.238
14	11.291	11.345	11.398	11.451	11.504	11.557	11.610	11.662	11.715	11.767	11.819	11.871
15	11.923	11.975	12.026	12.078	12.129	12.180	12.231	12.282	12.333	12.384	12.434	12.485
16	12.535	12.585	12.635	12.685	12.735	12.785	12.834	12.883	12.933	12.982	13.031	13.080
17	13.128	13.177	13.225	13.274	13.322	13.370	13.418	13.466	13.513	13.561	13.608	13.656
18	13.703	13.750	13.797	13.844	13.891	13.937	13.984	14.030	14.076	14.122	14.168	14.214
19	14.260	14.306	14.351	14.396	14.442	14.487	14.532	14.577	14.622	14.666	14.711	14.755
20	14.800											

別表第5 支給率 (利率 3.3%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.331	0.413	0.495	0.576	0.658	0.739	0.820	0.901
1	0.981	1.062	1.142	1.222	1.301	1.381	1.460	1.539	1.618	1.697	1.775	1.853
2	1.931	2.009	2.087	2.164	2.241	2.318	2.395	2.471	2.548	2.624	2.700	2.775
3	2.851	2.926	3.001	3.076	3.151	3.225	3.300	3.374	3.447	3.521	3.595	3.668
4	3.741	3.814	3.887	3.959	4.031	4.103	4.175	4.247	4.319	4.390	4.461	4.532
5	4.603	4.673	4.744	4.814	4.884	4.954	5.023	5.093	5.162	5.231	5.300	5.369
6	5.437	5.505	5.573	5.641	5.709	5.777	5.844	5.911	5.978	6.045	6.112	6.178
7	6.245	6.311	6.377	6.442	6.508	6.573	6.639	6.704	6.769	6.833	6.898	6.962
8	7.026	7.090	7.154	7.218	7.281	7.345	7.408	7.471	7.534	7.596	7.659	7.721
9	7.783	7.845	7.907	7.969	8.030	8.091	8.153	8.213	8.274	8.335	8.395	8.456
10	8.516	8.576	8.636	8.695	8.755	8.814	8.873	8.932	8.991	9.050	9.108	9.167
11	9.225	9.283	9.341	9.399	9.456	9.514	9.571	9.628	9.685	9.742	9.799	9.855
12	9.912	9.968	10.024	10.080	10.136	10.191	10.247	10.302	10.357	10.412	10.467	10.522
13	10.576	10.631	10.685	10.739	10.793	10.847	10.901	10.954	11.008	11.061	11.114	11.167
14	11.220	11.272	11.325	11.377	11.430	11.482	11.534	11.586	11.637	11.689	11.740	11.791
15	11.843	11.894	11.944	11.995	12.046	12.096	12.147	12.197	12.247	12.297	12.346	12.396
16	12.446	12.495	12.544	12.593	12.642	12.691	12.740	12.788	12.837	12.885	12.933	12.981
17	13.029	13.077	13.125	13.172	13.220	13.267	13.314	13.361	13.408	13.455	13.501	13.548
18	13.594	13.641	13.687	13.733	13.779	13.824	13.870	13.916	13.961	14.006	14.051	14.096
19	14.141	14.186	14.231	14.275	14.320	14.364	14.408	14.452	14.496	14.540	14.584	14.627
20	14.671											

別表第5 支給率 (利率 3.4%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.331	0.413	0.494	0.576	0.657	0.739	0.820	0.900
1	0.981	1.061	1.141	1.221	1.300	1.380	1.459	1.538	1.617	1.695	1.773	1.851
2	1.929	2.007	2.084	2.161	2.238	2.315	2.392	2.468	2.544	2.620	2.696	2.771
3	2.847	2.922	2.996	3.071	3.146	3.220	3.294	3.368	3.441	3.515	3.588	3.661
4	3.734	3.806	3.879	3.951	4.023	4.095	4.166	4.238	4.309	4.380	4.451	4.521
5	4.592	4.662	4.732	4.802	4.871	4.941	5.010	5.079	5.148	5.217	5.285	5.353
6	5.421	5.489	5.557	5.624	5.692	5.759	5.826	5.893	5.959	6.026	6.092	6.158
7	6.224	6.289	6.355	6.420	6.485	6.550	6.615	6.680	6.744	6.808	6.872	6.936
8	7.000	7.063	7.127	7.190	7.253	7.316	7.378	7.441	7.503	7.565	7.627	7.689
9	7.750	7.812	7.873	7.934	7.995	8.056	8.116	8.177	8.237	8.297	8.357	8.417
10	8.476	8.536	8.595	8.654	8.713	8.772	8.830	8.889	8.947	9.005	9.063	9.121
11	9.178	9.236	9.293	9.350	9.407	9.464	9.521	9.577	9.633	9.690	9.746	9.802
12	9.857	9.913	9.968	10.023	10.079	10.134	10.188	10.243	10.297	10.352	10.406	10.460
13	10.514	10.568	10.621	10.675	10.728	10.781	10.834	10.887	10.940	10.992	11.045	11.097
14	11.149	11.201	11.253	11.304	11.356	11.407	11.459	11.510	11.561	11.611	11.662	11.713
15	11.763	11.813	11.863	11.913	11.963	12.013	12.062	12.112	12.161	12.210	12.259	12.308
16	12.357	12.406	12.454	12.502	12.551	12.599	12.647	12.694	12.742	12.790	12.837	12.884
17	12.931	12.978	13.025	13.072	13.119	13.165	13.211	13.258	13.304	13.350	13.396	13.441
18	13.487	13.532	13.578	13.623	13.668	13.713	13.758	13.802	13.847	13.892	13.936	13.980
19	14.024	14.068	14.112	14.156	14.199	14.243	14.286	14.329	14.372	14.415	14.458	14.501
20	14.544											

別表第5 支給率 (利率 3.5%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.413	0.494	0.576	0.657	0.738	0.819	0.900
1	0.980	1.060	1.140	1.220	1.299	1.379	1.458	1.537	1.615	1.694	1.772	1.850
2	1.927	2.005	2.082	2.159	2.236	2.312	2.389	2.465	2.541	2.616	2.692	2.767
3	2.842	2.917	2.992	3.066	3.140	3.214	3.288	3.362	3.435	3.508	3.581	3.654
4	3.726	3.799	3.871	3.943	4.014	4.086	4.157	4.228	4.299	4.370	4.440	4.510
5	4.580	4.650	4.720	4.789	4.859	4.928	4.997	5.065	5.134	5.202	5.270	5.338
6	5.406	5.473	5.541	5.608	5.675	5.741	5.808	5.874	5.940	6.006	6.072	6.138
7	6.203	6.268	6.333	6.398	6.463	6.527	6.592	6.656	6.720	6.783	6.847	6.910
8	6.974	7.037	7.099	7.162	7.225	7.287	7.349	7.411	7.473	7.534	7.596	7.657
9	7.718	7.779	7.839	7.900	7.960	8.021	8.081	8.140	8.200	8.260	8.319	8.378
10	8.437	8.496	8.555	8.613	8.671	8.730	8.787	8.845	8.903	8.960	9.018	9.075
11	9.132	9.189	9.245	9.302	9.358	9.414	9.471	9.526	9.582	9.638	9.693	9.748
12	9.803	9.858	9.913	9.968	10.022	10.076	10.130	10.184	10.238	10.292	10.345	10.399
13	10.452	10.505	10.558	10.611	10.663	10.716	10.768	10.820	10.872	10.924	10.976	11.027
14	11.079	11.130	11.181	11.232	11.283	11.334	11.384	11.434	11.485	11.535	11.585	11.635
15	11.684	11.734	11.783	11.832	11.882	11.930	11.979	12.028	12.077	12.125	12.173	12.221
16	12.269	12.317	12.365	12.412	12.460	12.507	12.554	12.601	12.648	12.695	12.742	12.788
17	12.835	12.881	12.927	12.973	13.019	13.064	13.110	13.155	13.201	13.246	13.291	13.336
18	13.381	13.425	13.470	13.514	13.559	13.603	13.647	13.691	13.735	13.778	13.822	13.865
19	13.908	13.952	13.995	14.038	14.080	14.123	14.166	14.208	14.250	14.292	14.335	14.376
20	14.418											

別表第5 支給率 (利率 3.6%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.494	0.576	0.657	0.738	0.819	0.899
1	0.980	1.060	1.140	1.219	1.299	1.378	1.457	1.535	1.614	1.692	1.770	1.848
2	1.925	2.003	2.080	2.156	2.233	2.309	2.386	2.462	2.537	2.613	2.688	2.763
3	2.838	2.913	2.987	3.061	3.135	3.209	3.282	3.356	3.429	3.502	3.574	3.647
4	3.719	3.791	3.863	3.934	4.006	4.077	4.148	4.219	4.289	4.360	4.430	4.500
5	4.569	4.639	4.708	4.777	4.846	4.915	4.983	5.052	5.120	5.188	5.255	5.323
6	5.390	5.457	5.524	5.591	5.657	5.724	5.790	5.856	5.922	5.987	6.052	6.118
7	6.183	6.247	6.312	6.376	6.440	6.504	6.568	6.632	6.695	6.759	6.822	6.885
8	6.947	7.010	7.072	7.134	7.196	7.258	7.320	7.381	7.442	7.503	7.564	7.625
9	7.686	7.746	7.806	7.866	7.926	7.986	8.045	8.104	8.163	8.222	8.281	8.340
10	8.398	8.456	8.514	8.572	8.630	8.688	8.745	8.802	8.859	8.916	8.973	9.030
11	9.086	9.142	9.198	9.254	9.310	9.365	9.421	9.476	9.531	9.586	9.641	9.695
12	9.750	9.804	9.858	9.912	9.966	10.020	10.073	10.126	10.180	10.233	10.285	10.338
13	10.391	10.443	10.495	10.547	10.599	10.651	10.703	10.754	10.805	10.857	10.908	10.959
14	11.009	11.060	11.110	11.160	11.211	11.261	11.310	11.360	11.410	11.459	11.508	11.557
15	11.606	11.655	11.704	11.752	11.801	11.849	11.897	11.945	11.993	12.040	12.088	12.135
16	12.183	12.230	12.277	12.324	12.370	12.417	12.463	12.510	12.556	12.602	12.648	12.693
17	12.739	12.784	12.830	12.875	12.920	12.965	13.010	13.054	13.099	13.143	13.188	13.232
18	13.276	13.320	13.364	13.407	13.451	13.494	13.537	13.580	13.623	13.666	13.709	13.752
19	13.794	13.837	13.879	13.921	13.963	14.005	14.047	14.088	14.130	14.171	14.212	14.253
20	14.294											

別表第5 支給率 (利率 3.7%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.494	0.575	0.657	0.738	0.818	0.899
1	0.979	1.059	1.139	1.218	1.298	1.377	1.455	1.534	1.612	1.690	1.768	1.846
2	1.923	2.000	2.077	2.154	2.230	2.307	2.383	2.458	2.534	2.609	2.684	2.759
3	2.834	2.908	2.982	3.056	3.130	3.203	3.277	3.350	3.423	3.495	3.568	3.640
4	3.712	3.783	3.855	3.926	3.997	4.068	4.139	4.209	4.280	4.350	4.419	4.489
5	4.558	4.627	4.696	4.765	4.834	4.902	4.970	5.038	5.106	5.173	5.241	5.308
6	5.375	5.441	5.508	5.574	5.640	5.706	5.772	5.837	5.903	5.968	6.033	6.098
7	6.162	6.226	6.291	6.354	6.418	6.482	6.545	6.608	6.671	6.734	6.797	6.859
8	6.921	6.983	7.045	7.107	7.168	7.230	7.291	7.352	7.412	7.473	7.533	7.593
9	7.653	7.713	7.773	7.832	7.892	7.951	8.010	8.068	8.127	8.185	8.244	8.302
10	8.359	8.417	8.475	8.532	8.589	8.646	8.703	8.760	8.816	8.872	8.928	8.984
11	9.040	9.096	9.151	9.207	9.262	9.317	9.371	9.426	9.481	9.535	9.589	9.643
12	9.697	9.750	9.804	9.857	9.910	9.963	10.016	10.069	10.121	10.174	10.226	10.278
13	10.330	10.382	10.433	10.485	10.536	10.587	10.638	10.689	10.739	10.790	10.840	10.890
14	10.940	10.990	11.040	11.090	11.139	11.188	11.237	11.286	11.335	11.384	11.432	11.481
15	11.529	11.577	11.625	11.673	11.721	11.768	11.816	11.863	11.910	11.957	12.004	12.050
16	12.097	12.143	12.189	12.236	12.282	12.327	12.373	12.419	12.464	12.509	12.554	12.599
17	12.644	12.689	12.734	12.778	12.822	12.867	12.911	12.955	12.998	13.042	13.086	13.129
18	13.172	13.215	13.258	13.301	13.344	13.387	13.429	13.471	13.514	13.556	13.598	13.640
19	13.681	13.723	13.764	13.806	13.847	13.888	13.929	13.970	14.011	14.051	14.092	14.132
20	14.172											

別表第5 支給率 (利率 3.8%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.494	0.575	0.656	0.737	0.818	0.898
1	0.979	1.058	1.138	1.218	1.297	1.376	1.454	1.533	1.611	1.689	1.767	1.844
2	1.921	1.998	2.075	2.151	2.228	2.304	2.380	2.455	2.530	2.606	2.680	2.755
3	2.829	2.904	2.978	3.051	3.125	3.198	3.271	3.344	3.416	3.489	3.561	3.633
4	3.704	3.776	3.847	3.918	3.989	4.059	4.130	4.200	4.270	4.340	4.409	4.478
5	4.547	4.616	4.685	4.753	4.821	4.889	4.957	5.025	5.092	5.159	5.226	5.293
6	5.359	5.426	5.492	5.558	5.623	5.689	5.754	5.819	5.884	5.949	6.013	6.078
7	6.142	6.206	6.269	6.333	6.396	6.459	6.522	6.585	6.647	6.710	6.772	6.834
8	6.895	6.957	7.018	7.079	7.140	7.201	7.262	7.322	7.382	7.443	7.502	7.562
9	7.622	7.681	7.740	7.799	7.858	7.916	7.975	8.033	8.091	8.149	8.206	8.264
10	8.321	8.378	8.435	8.492	8.548	8.605	8.661	8.717	8.773	8.829	8.884	8.940
11	8.995	9.050	9.105	9.160	9.214	9.268	9.323	9.377	9.430	9.484	9.538	9.591
12	9.644	9.697	9.750	9.803	9.855	9.908	9.960	10.012	10.064	10.115	10.167	10.218
13	10.270	10.321	10.372	10.422	10.473	10.523	10.574	10.624	10.674	10.724	10.773	10.823
14	10.872	10.921	10.970	11.019	11.068	11.117	11.165	11.213	11.262	11.310	11.357	11.405
15	11.453	11.500	11.547	11.595	11.641	11.688	11.735	11.782	11.828	11.874	11.920	11.966
16	12.012	12.058	12.103	12.149	12.194	12.239	12.284	12.329	12.373	12.418	12.462	12.507
17	12.551	12.595	12.639	12.682	12.726	12.769	12.813	12.856	12.899	12.942	12.985	13.027
18	13.070	13.112	13.154	13.197	13.239	13.280	13.322	13.364	13.405	13.447	13.488	13.529
19	13.570	13.611	13.651	13.692	13.732	13.773	13.813	13.853	13.893	13.933	13.973	14.012
20	14.052											

別表第5 支給率 (利率 3.9%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.494	0.575	0.656	0.737	0.818	0.898
1	0.978	1.058	1.137	1.217	1.296	1.375	1.453	1.531	1.609	1.687	1.765	1.842
2	1.919	1.996	2.073	2.149	2.225	2.301	2.377	2.452	2.527	2.602	2.677	2.751
3	2.825	2.899	2.973	3.046	3.120	3.193	3.265	3.338	3.410	3.482	3.554	3.626
4	3.697	3.768	3.839	3.910	3.980	4.051	4.121	4.191	4.260	4.330	4.399	4.468
5	4.536	4.605	4.673	4.741	4.809	4.877	4.944	5.011	5.078	5.145	5.212	5.278
6	5.344	5.410	5.476	5.541	5.607	5.672	5.736	5.801	5.866	5.930	5.994	6.058
7	6.121	6.185	6.248	6.311	6.374	6.437	6.499	6.561	6.623	6.685	6.747	6.808
8	6.870	6.931	6.992	7.052	7.113	7.173	7.233	7.293	7.353	7.412	7.472	7.531
9	7.590	7.649	7.707	7.766	7.824	7.882	7.940	7.997	8.055	8.112	8.169	8.226
10	8.283	8.339	8.396	8.452	8.508	8.564	8.620	8.675	8.730	8.786	8.841	8.895
11	8.950	9.004	9.059	9.113	9.167	9.220	9.274	9.327	9.381	9.434	9.487	9.539
12	9.592	9.644	9.697	9.749	9.801	9.852	9.904	9.955	10.007	10.058	10.109	10.159
13	10.210	10.260	10.311	10.361	10.411	10.461	10.510	10.560	10.609	10.658	10.707	10.756
14	10.805	10.853	10.902	10.950	10.998	11.046	11.094	11.141	11.189	11.236	11.283	11.330
15	11.377	11.424	11.470	11.517	11.563	11.609	11.655	11.701	11.747	11.792	11.838	11.883
16	11.928	11.973	12.018	12.063	12.107	12.151	12.196	12.240	12.284	12.328	12.371	12.415
17	12.458	12.502	12.545	12.588	12.631	12.673	12.716	12.758	12.801	12.843	12.885	12.927
18	12.969	13.010	13.052	13.093	13.134	13.176	13.217	13.257	13.298	13.339	13.379	13.420
19	13.460	13.500	13.540	13.580	13.619	13.659	13.699	13.738	13.777	13.816	13.855	13.894
20	13.933											

別表第5 支給率 (利率 4.0%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.494	0.575	0.656	0.737	0.817	0.897
1	0.977	1.057	1.137	1.216	1.295	1.374	1.452	1.530	1.608	1.686	1.763	1.840
2	1.917	1.994	2.070	2.147	2.222	2.298	2.374	2.449	2.524	2.598	2.673	2.747
3	2.821	2.895	2.968	3.041	3.114	3.187	3.260	3.332	3.404	3.476	3.547	3.619
4	3.690	3.761	3.831	3.902	3.972	4.042	4.112	4.181	4.251	4.320	4.388	4.457
5	4.525	4.594	4.662	4.729	4.797	4.864	4.931	4.998	5.065	5.131	5.197	5.263
6	5.329	5.394	5.460	5.525	5.590	5.654	5.719	5.783	5.847	5.911	5.975	6.038
7	6.101	6.164	6.227	6.290	6.352	6.414	6.476	6.538	6.600	6.661	6.722	6.783
8	6.844	6.905	6.965	7.025	7.085	7.145	7.205	7.264	7.323	7.382	7.441	7.500
9	7.558	7.617	7.675	7.733	7.790	7.848	7.905	7.962	8.019	8.076	8.132	8.189
10	8.245	8.301	8.357	8.413	8.468	8.523	8.578	8.633	8.688	8.743	8.797	8.851
11	8.905	8.959	9.013	9.066	9.120	9.173	9.226	9.279	9.331	9.384	9.436	9.488
12	9.540	9.592	9.644	9.695	9.746	9.798	9.849	9.899	9.950	10.000	10.051	10.101
13	10.151	10.201	10.250	10.300	10.349	10.398	10.447	10.496	10.545	10.593	10.642	10.690
14	10.738	10.786	10.833	10.881	10.928	10.976	11.023	11.070	11.117	11.163	11.210	11.256
15	11.302	11.348	11.394	11.440	11.486	11.531	11.576	11.621	11.666	11.711	11.756	11.801
16	11.845	11.889	11.933	11.977	12.021	12.065	12.109	12.152	12.195	12.238	12.281	12.324
17	12.367	12.409	12.452	12.494	12.536	12.578	12.620	12.662	12.704	12.745	12.786	12.828
18	12.869	12.910	12.950	12.991	13.032	13.072	13.112	13.152	13.192	13.232	13.272	13.312
19	13.351	13.391	13.430	13.469	13.508	13.547	13.585	13.624	13.662	13.701	13.739	13.777
20	13.815											

別表第5 支給率 (利率 4.1%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.493	0.575	0.656	0.736	0.817	0.897
1	0.977	1.057	1.136	1.215	1.294	1.372	1.451	1.529	1.607	1.684	1.762	1.839
2	1.915	1.992	2.068	2.144	2.220	2.295	2.371	2.446	2.520	2.595	2.669	2.743
3	2.817	2.890	2.964	3.037	3.109	3.182	3.254	3.326	3.398	3.470	3.541	3.612
4	3.683	3.753	3.824	3.894	3.964	4.033	4.103	4.172	4.241	4.310	4.378	4.447
5	4.515	4.582	4.650	4.717	4.785	4.851	4.918	4.985	5.051	5.117	5.183	5.248
6	5.314	5.379	5.444	5.508	5.573	5.637	5.701	5.765	5.829	5.892	5.955	6.018
7	6.081	6.144	6.206	6.268	6.330	6.392	6.454	6.515	6.576	6.637	6.698	6.758
8	6.819	6.879	6.939	6.998	7.058	7.117	7.176	7.235	7.294	7.353	7.411	7.469
9	7.527	7.585	7.642	7.700	7.757	7.814	7.871	7.927	7.984	8.040	8.096	8.152
10	8.207	8.263	8.318	8.373	8.428	8.483	8.538	8.592	8.646	8.700	8.754	8.808
11	8.861	8.914	8.968	9.020	9.073	9.126	9.178	9.230	9.283	9.334	9.386	9.438
12	9.489	9.540	9.591	9.642	9.693	9.743	9.794	9.844	9.894	9.944	9.993	10.043
13	10.092	10.141	10.190	10.239	10.288	10.336	10.385	10.433	10.481	10.529	10.577	10.624
14	10.672	10.719	10.766	10.813	10.860	10.906	10.953	10.999	11.045	11.091	11.137	11.183
15	11.228	11.274	11.319	11.364	11.409	11.454	11.498	11.543	11.587	11.631	11.675	11.719
16	11.763	11.806	11.850	11.893	11.936	11.979	12.022	12.065	12.108	12.150	12.192	12.234
17	12.276	12.318	12.360	12.402	12.443	12.484	12.526	12.567	12.608	12.648	12.689	12.729
18	12.770	12.810	12.850	12.890	12.930	12.970	13.009	13.049	13.088	13.127	13.166	13.205
19	13.244	13.282	13.321	13.359	13.398	13.436	13.474	13.512	13.549	13.587	13.624	13.662
20	13.699											

別表第5 支給率 (利率 4.2%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.493	0.574	0.655	0.736	0.816	0.897
1	0.976	1.056	1.135	1.214	1.293	1.371	1.450	1.528	1.605	1.683	1.760	1.837
2	1.913	1.990	2.066	2.142	2.217	2.293	2.368	2.442	2.517	2.591	2.665	2.739
3	2.813	2.886	2.959	3.032	3.104	3.176	3.249	3.320	3.392	3.463	3.534	3.605
4	3.676	3.746	3.816	3.886	3.955	4.025	4.094	4.163	4.231	4.300	4.368	4.436
5	4.504	4.571	4.639	4.706	4.772	4.839	4.905	4.971	5.037	5.103	5.168	5.234
6	5.299	5.363	5.428	5.492	5.556	5.620	5.684	5.747	5.811	5.874	5.936	5.999
7	6.061	6.124	6.185	6.247	6.309	6.370	6.431	6.492	6.553	6.613	6.673	6.734
8	6.793	6.853	6.913	6.972	7.031	7.090	7.148	7.207	7.265	7.323	7.381	7.438
9	7.496	7.553	7.610	7.667	7.724	7.780	7.837	7.893	7.948	8.004	8.060	8.115
10	8.170	8.225	8.280	8.334	8.389	8.443	8.497	8.551	8.604	8.658	8.711	8.764
11	8.817	8.870	8.922	8.975	9.027	9.079	9.131	9.183	9.234	9.285	9.336	9.387
12	9.438	9.489	9.539	9.589	9.640	9.689	9.739	9.789	9.838	9.887	9.936	9.985
13	10.034	10.083	10.131	10.179	10.227	10.275	10.323	10.371	10.418	10.465	10.512	10.559
14	10.606	10.653	10.699	10.745	10.791	10.837	10.883	10.929	10.974	11.020	11.065	11.110
15	11.155	11.200	11.244	11.289	11.333	11.377	11.421	11.465	11.508	11.552	11.595	11.639
16	11.682	11.725	11.767	11.810	11.852	11.895	11.937	11.979	12.021	12.063	12.104	12.146
17	12.187	12.228	12.269	12.310	12.351	12.392	12.432	12.472	12.513	12.553	12.593	12.633
18	12.672	12.712	12.751	12.790	12.830	12.869	12.907	12.946	12.985	13.023	13.062	13.100
19	13.138	13.176	13.214	13.251	13.289	13.326	13.363	13.401	13.438	13.475	13.511	13.548
20	13.585											

別表第5 支給率 (利率 4.3%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.166	0.248	0.330	0.412	0.493	0.574	0.655	0.736	0.816	0.896
1	0.976	1.055	1.134	1.213	1.292	1.370	1.449	1.526	1.604	1.681	1.758	1.835
2	1.911	1.988	2.064	2.139	2.215	2.290	2.365	2.439	2.514	2.588	2.662	2.735
3	2.808	2.881	2.954	3.027	3.099	3.171	3.243	3.314	3.386	3.457	3.528	3.598
4	3.668	3.738	3.808	3.878	3.947	4.016	4.085	4.154	4.222	4.290	4.358	4.426
5	4.493	4.560	4.627	4.694	4.760	4.826	4.892	4.958	5.024	5.089	5.154	5.219
6	5.284	5.348	5.412	5.476	5.540	5.603	5.667	5.730	5.792	5.855	5.917	5.980
7	6.042	6.103	6.165	6.226	6.287	6.348	6.409	6.469	6.529	6.589	6.649	6.709
8	6.768	6.827	6.886	6.945	7.004	7.062	7.120	7.178	7.236	7.294	7.351	7.408
9	7.465	7.522	7.578	7.635	7.691	7.747	7.803	7.858	7.914	7.969	8.024	8.079
10	8.133	8.188	8.242	8.296	8.350	8.403	8.457	8.510	8.563	8.616	8.669	8.721
11	8.774	8.826	8.878	8.930	8.981	9.033	9.084	9.135	9.186	9.237	9.287	9.338
12	9.388	9.438	9.488	9.537	9.587	9.636	9.685	9.734	9.783	9.832	9.880	9.928
13	9.976	10.024	10.072	10.120	10.167	10.215	10.262	10.309	10.355	10.402	10.449	10.495
14	10.541	10.587	10.633	10.678	10.724	10.769	10.814	10.859	10.904	10.949	10.994	11.038
15	11.082	11.126	11.170	11.214	11.258	11.301	11.344	11.388	11.431	11.473	11.516	11.559
16	11.601	11.643	11.686	11.728	11.769	11.811	11.853	11.894	11.935	11.976	12.017	12.058
17	12.099	12.139	12.180	12.220	12.260	12.300	12.340	12.379	12.419	12.458	12.498	12.537
18	12.576	12.615	12.653	12.692	12.730	12.769	12.807	12.845	12.883	12.921	12.958	12.996
19	13.033	13.070	13.107	13.144	13.181	13.218	13.255	13.291	13.327	13.364	13.400	13.436
20	13.472											

別表第5 支給率 (利率 4.4%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.165	0.248	0.330	0.411	0.493	0.574	0.655	0.735	0.816	0.896
1	0.975	1.055	1.134	1.213	1.291	1.369	1.447	1.525	1.603	1.680	1.757	1.833
2	1.909	1.985	2.061	2.137	2.212	2.287	2.362	2.436	2.510	2.584	2.658	2.731
3	2.804	2.877	2.950	3.022	3.094	3.166	3.237	3.309	3.380	3.450	3.521	3.591
4	3.661	3.731	3.801	3.870	3.939	4.008	4.076	4.144	4.213	4.280	4.348	4.415
5	4.482	4.549	4.616	4.682	4.748	4.814	4.880	4.945	5.010	5.075	5.140	5.204
6	5.269	5.333	5.396	5.460	5.523	5.586	5.649	5.712	5.774	5.837	5.899	5.960
7	6.022	6.083	6.144	6.205	6.266	6.326	6.386	6.446	6.506	6.566	6.625	6.684
8	6.743	6.802	6.861	6.919	6.977	7.035	7.093	7.150	7.207	7.264	7.321	7.378
9	7.434	7.491	7.547	7.603	7.658	7.714	7.769	7.824	7.879	7.934	7.988	8.042
10	8.096	8.150	8.204	8.257	8.311	8.364	8.417	8.470	8.522	8.574	8.627	8.679
11	8.730	8.782	8.833	8.885	8.936	8.987	9.037	9.088	9.138	9.188	9.238	9.288
12	9.338	9.387	9.436	9.485	9.534	9.583	9.632	9.680	9.728	9.776	9.824	9.872
13	9.919	9.967	10.014	10.061	10.108	10.155	10.201	10.247	10.294	10.340	10.385	10.431
14	10.477	10.522	10.567	10.612	10.657	10.702	10.746	10.791	10.835	10.879	10.923	10.967
15	11.010	11.054	11.097	11.140	11.183	11.226	11.269	11.311	11.354	11.396	11.438	11.480
16	11.522	11.563	11.605	11.646	11.687	11.728	11.769	11.810	11.850	11.891	11.931	11.971
17	12.011	12.051	12.091	12.130	12.170	12.209	12.248	12.287	12.326	12.365	12.404	12.442
18	12.480	12.518	12.557	12.594	12.632	12.670	12.707	12.745	12.782	12.819	12.856	12.893
19	12.930	12.966	13.003	13.039	13.075	13.111	13.147	13.183	13.219	13.254	13.289	13.325
20	13.360											

別表第5 支給率 (利率 4.5%)

年月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.083	0.165	0.248	0.330	0.411	0.493	0.574	0.655	0.735	0.815	0.895
1	0.975	1.054	1.133	1.212	1.290	1.368	1.446	1.524	1.601	1.678	1.755	1.831
2	1.907	1.983	2.059	2.134	2.209	2.284	2.359	2.433	2.507	2.581	2.654	2.727
3	2.800	2.873	2.945	3.017	3.089	3.161	3.232	3.303	3.374	3.444	3.514	3.584
4	3.654	3.724	3.793	3.862	3.931	3.999	4.067	4.135	4.203	4.271	4.338	4.405
5	4.472	4.538	4.604	4.670	4.736	4.802	4.867	4.932	4.997	5.061	5.126	5.190
6	5.254	5.317	5.381	5.444	5.507	5.570	5.632	5.694	5.756	5.818	5.880	5.941
7	6.002	6.063	6.124	6.184	6.245	6.305	6.364	6.424	6.483	6.542	6.601	6.660
8	6.719	6.777	6.835	6.893	6.950	7.008	7.065	7.122	7.179	7.235	7.292	7.348
9	7.404	7.460	7.515	7.571	7.626	7.681	7.735	7.790	7.844	7.899	7.952	8.006
10	8.060	8.113	8.166	8.219	8.272	8.325	8.377	8.429	8.481	8.533	8.585	8.636
11	8.687	8.739	8.789	8.840	8.891	8.941	8.991	9.041	9.091	9.140	9.190	9.239
12	9.288	9.337	9.386	9.434	9.482	9.531	9.579	9.626	9.674	9.722	9.769	9.816
13	9.863	9.910	9.956	10.003	10.049	10.095	10.141	10.187	10.232	10.278	10.323	10.368
14	10.413	10.458	10.502	10.547	10.591	10.635	10.679	10.723	10.766	10.810	10.853	10.896
15	10.939	10.982	11.025	11.067	11.110	11.152	11.194	11.236	11.277	11.319	11.360	11.402
16	11.443	11.484	11.525	11.565	11.606	11.646	11.686	11.727	11.767	11.806	11.846	11.885
17	11.925	11.964	12.003	12.042	12.081	12.119	12.158	12.196	12.235	12.273	12.311	12.348
18	12.386	12.424	12.461	12.498	12.535	12.572	12.609	12.646	12.682	12.719	12.755	12.791
19	12.827	12.863	12.899	12.935	12.970	13.006	13.041	13.076	13.111	13.146	13.181	13.215
20	13.250											